

令和4年第4回江北町議会（定例会）会議録						
招 集 年 月 日	令和4年9月7日					
招 集 場 所	江 北 町 議 場					
開 散 会 日 時 及 び 宣 言	開 議 散 会	令 和 4 年 9 月 8 日 午 前 9 時 00 分 令 和 4 年 9 月 8 日 午 後 4 時 42 分				議 長 西 原 好 文
応（不応）招議 員及び出席並び に欠席議員	議 席 番 号	氏 名	出 欠	議 席 番 号	氏 名	出 欠
出席 10名 欠席 0名 ○ 出席 × 欠席 △ 不応招 ▲ 公務出張	1	石 津 圭 太	○	6	三 苫 紀 美 子	○
	2	江 頭 義 彦	○	7	池 田 和 幸	○
	3	金 丸 祐 樹	○	8	吉 岡 隆 幸	○
	4	井 上 敏 文	○	9	瀧 上 正 昭	○
	5	坂 井 正 隆	○	10	西 原 好 文	○
会議録署名議員	5 番	坂 井 正 隆	6 番	三 苫 紀 美 子	7 番	池 田 和 幸
地 方 自 治 法 第121条により 説明のため出席 した者の職氏名	町 長	山 田 恭 輔	○	地域振興課長代理	宮 本 大 樹	○
	副 町 長	山 中 秀 夫	○	基盤整備課長	武 富 元	○
	教 育 長	吉 田 功	○	会 計 室 長	山 崎 久 年	○
	総務政策課長	山 中 博 代	○	こども教育課長	坂 元 弘 睦	○
	町民生活課長	吉 原 和 彦	○	幼児教育センター所長	西 村 真 由 美	○
	健康福祉課長	一ノ瀬 和 義	○			
職務のため議場に出席 した者の職氏名	議会事務局長	武 富 和 隆				
	書 記	百 武 久 美 子				
議 事 日 程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					
会 議 の 経 過	別紙のとおり					

議事日程表

▽令和4年9月8日

日程第1 一般質問

一 般 質 問 （ 令 和 4 年 9 月 定 例 会 ）

氏 名	件 名 （ 要 旨 ）
池 田 和 幸	1. 空家等対策計画の推進 2. リサイクル資源物の推進
澁 上 正 昭	1. 肥料価格高騰対策について 2. 将来を見据えた農業政策等について
江 頭 義 彦	1. 部活動の地域移行についての準備を 2. 水門の電動化を進めてほしい
金 丸 祐 樹	1. 小学校のプールについて
井 上 敏 文	1. 駅北口の整備について 2. 道路改良事業における歩道の安全対策について
三 苦 紀美子	1. 男性トイレにサンタリーボックスの設置を 2. 子ども達の安全を願って 3. ビッキーのネオンについて 4. ポンプの連続運転時間について

午前9時 開議

○西原好文議長

おはようございます。ただいまの出席議員は全員であります。よって、令和4年第4回江北町議会定例会会期2日目は成立しましたので、直ちに本日の会議を開きます。

会期日程により、本日は一般質問となっております。

日程第1 一般質問

○西原好文議長

日程第1. 一般質問となっておりますので、配付しております質問表の順序に従い、発言を許可いたします。

7番池田和幸君の発言を許可いたします。御登壇願います。

○池田和幸議員

皆さんおはようございます。7番池田和幸です。久しぶりの1番バッターということで、しっかりした発言をしていきたいと思っております。台風はさほど被害がなかったかなと思っておりますけれども、台風一過ということで少し肌寒くなってきました。体調に気をつけながら皆さんよろしくお願ひしたいと思っております。

それでは、今回2問の質問を出しておりますので、まず1点目、空家等対策計画の推進。

空家等対策計画を効果的かつ効率的に推進するためには、各市町村において空き家等対策を総合的かつ計画的に実施して作成することが望ましいと言われております。

町では、令和3年12月1日改正の江北町空家等対策計画が策定されております。目的として、町民の生命、身体及び財産を保護するとともに、その生活環境の保全を図り、併せて空き家等の活用を推進するための策定であると表記されております。

この計画の中で、空き家等の現状が説明されております。平成29年度に各地区に依頼しての調査票であります。

ここで、資料として令和3年度までの調査票ができていれば提出をお願いしたいということで執行部のほうに話していただきましたので、頂きましたので、早速でございますけど、データを画面で表示したいと思います。

(パワーポイントを使用) 空き家等の令和3年度、今年の3月31日時点での現状であります。山口区、佐留志、惣領分、八町、下小田、上小田という形になっていまして、全体で今のところ空き家が205あります。それに対して空き家率は5.8%ということで、後で問題で出てきますけど、不良度判定という形でA、B、Cランクがあります。Aがすぐにでも入居可能な空き家、Bが一部改修で入居可能な空き家、Cが管理不全な空き家の状態という形で出しております。

そうしたら――戻してください。追加として、不良度判定の感じで執行部のほうに依頼を出してはいたけれども、これについてはこちらで受け取ることができましたので、後にまた質問をしたいと思っております。

続けて行きます。空き家等対策の基本的な方針について伺いたい。

①空き家等の適正な管理は、住宅の所有者に対しどのような啓発及び管理を促しているのか。②空き家等に係る跡地等の利活用の促進はどのような取組をされているのか。3つ目、管理不全な空き家等に対して、助言または指導、勧告、命令などの必要な措置を講じられたことはあるのか。

以上、お願いしたい。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し答弁を求めます。武富基盤整備課長。

○基盤整備課長（武富 元）

皆さんおはようございます。今回、議員からは空き家対策について質問を受けております。

町の空き家対策につきましては、今年3月議会に、それまで条例に基づき行っていた対策を、法律に基づき、より厳しい措置が取れる対策へと改正いたしましたところであります。基盤整備課としましても、空き家対策については重要案件に位置づけ取り組んでいきたいというふうに思っております。

まず、1点目の空き家等の適正な管理は、所有者に対しどのような啓発及び管理を促しているのかということですが、空き家対策の啓発としまして、空き家の管理と利活用に関する冊子を令和3年6月に町内の全世帯に配付をしております。この冊子は県の建築住宅課が作成されたもので、空き家になる可能性がある住宅をお持ちの方や、現に空き家を所有されている方に対して、危険な空き家にしないための管理方法や利活用方法、相続に関する内容などを周知するためのものであります。

既に空き家が管理不全な状態になっている場合や、近隣住民から適正管理を促された場合には、所有者の方に対し空き家を適正に管理していただくこと、もしくは解体を検討していただくこと、このような内容の改善を促す文書と空き家の状態が分かる写真を添付して送付しております。

そして、2番目の空き家に係る空き地等の利活用の促進はでございますが、令和3年度から空き家等の寄附制度を創設しました。空き家解体の促進と跡地の利活用の促進を現在行っております。

ちなみに昨年度ですけれども、2件、空き家の解体後、跡地の寄附を受けまして地元の駐車場として利活用されております。今年度も1件であります。空き家解体後、寄附を受けた跡地が地元で活用される予定であります。ここにつきましては、新宿地区で駅前の現在解

体されている場所となります。

それと3番目、管理不全な空き家に助言または指導、勧告、命令の措置は講じたのかということではありますが、江北町の空き家条例は平成25年4月に制定されておりますが、それ以降に助言・指導を行った件数が51件、そこから勧告まで進んだケースが6件あります。命令についてはありません。

勧告を行った6件については、既に解体が済んでいるものが3件、管理が行われるようになったものが1件、4件については解決済みであります。残り2件につきましても管理者と連絡が取れている状態であり、解体の意思表示もされておりますので、解体のめどは立っていると考えております。

以上であります。

○西原好文議長

池田君。

○池田和幸議員

それでは、全国のデータも少し見ていただきたいと思っておりますので、お願いします。

(パワーポイントを使用) これは全国の空き家の状態であります。空家対策計画、先ほどから私が言っています計画、町でも制定されていますけれども、それが制定されているのが全国で約80%になります。我が町は平成31年3月に制定されています。

それから、法定協議会という形で、後でもってまた質問をしますけど、この空き家のための法定協議会の設置が、今54%が設置済みです。我が町は3月31日までにまだ制定されていませんでした。4月以降に予定をされるということを知りまして、先月ですね、一応法定協議会の第1回目が開催されています。

3つ目に、空き家等に対する措置状況ですけれども、画面の3の特定空家等に対する措置状況の右側の令和3年度を見てもらいたいと思っておりますけれども、助言・指導が6,083件、勧告が525件、命令が84件、行政代執行が47件、略式代執行が82件行われています。これは前年度と比べましてもかなりの伸びが、数字が上がってきています。それほど、この空き家に関しては全国的にもやはりメスを入れていかないといけない、メスというのがいい言葉かどうか分かりませんが、関心を持っていかないといけないというデータじゃないかなと思います。

画面を戻してください。それでは、再質問をしたいと思っております。

まず、令和3年度の空き家等の現状のデータで、不良度判定のうち未判定が61件、率にして29.7%、約30%ありますが、判定できない理由は何でしょうか。

それから2番目、我が町における令和3年度の特定期間等に対する措置状況で、助言・指導、勧告、命令、行政代執行、略式代執行の件数をお願いしますということで、先ほど課長のほうから、勧告に関しては6件という形で言われました。それで、6件のうちほとんどが相手の方も分かっているということで、解体の方向に全て向かっているということで言われましたので、こちらで用意していました2問目の質問は結構ですので、1問目をお願いします。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し答弁を求めます。武富基盤整備課長。

○基盤整備課長（武富 元）

追加質問にお答えしたいと思います。

未判定について61件としております。この未判定につきましては、その当時、区長を通じまして空き家の調査をした際に新たに追加されたが、緊急性はなく判定は行っていないものというふうにしております。

○西原好文議長

池田君。

○池田和幸議員

では、その未判定の61件のうち、A、B、Cの数に対してかなり数が多いようにも思いますけれども、その辺は、今、課長が言われた後からの追加という形になるのでしょうか、再質問ですけれども。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し答弁を求めます。武富基盤整備課長。

○基盤整備課長（武富 元）

先ほど議員も言われましたとおり、緊急性はなく判定は行っていないものでありますので、今後、緊急性があるとか、地元でそういった話があるとか、区長さんから通報があった場合は判定していくというふうにしております。

○西原好文議長

池田君。

○池田和幸議員

それでは、次に行きます。

東区公民館付近の町道に面している空き家について質問します。

以前質問をしましたが、現在、対象とする空き家の種類は何になっているのか。また、区よりの要望等に対しての対応はどうされているのか、伺いたいと思いますけれども、見ている方もいらっしゃると思いますので、まず、どういうものをちょっと画面で映したいと思いません。

(パワーポイントを使用) これがその付近の空き家なんですけれども、空き家が見えません。上の2枚の写真を見てもらうと、これが――右が町道です。町道に覆いかぶさるように、とにかく木が生い茂って電線が上のほうにあるんですけれども、地元の方がボランティアというか、自分たちでその電線にかかる部分とか、道路にはみ出ているのを切られています。これは前も私、質問していましたので、執行部のほうも理解は十分されていると思えますけれども、これはおととい写したんです。私が前回質問したよりも多分伸びているのではないかと。

これが北側から写したのと西側から写したのですね。空き家は右隅の下の写真には少し残っていますけれども、もうほとんど樹木で覆われているという状態です。はい、戻してください。

以上のようなことで、答弁をお願いしたいと思います。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し答弁を求めます。武富基盤整備課長。

○基盤整備課長(武富 元)

東区の空き家についてでありますけれども、先ほど写真を見せていただきました。私も通勤路でありますので、見ております。地元の方ともいろいろ話をして、道が樹木で狭くなっているとかいう話は聞いておまして、地元の方もされておりますけれども、電線とかは感電することがあり危ないので、そういった場合は町のほうで、九電とかに連絡をして対応をしているところです。

それから、区からの要望ということで、区からの要望は上がっておりますけれども、先ほど議員が言われましたように、詳細については、区のほうで道路の付近はされておりますけれども、地元の要望等については、まず、管理人の特定をするためということで相続人の調

査を行い、次に、生存されている相続人の方に対して通知等による樹木の伐採、刈取り、空き家の解体の指導を行っております。

○西原好文議長

池田君。

○池田和幸議員

前日も私が同じような質問をして同じような回答ですね。私も地元の区長さんとは話をし、相続関係とかも詳しく聞きました。その後、とにかく解体費用に500万円以上かかると役場のほうから言われまして、それはどうしてと言ったら、全部壊すわけですね。その後に、私も樹木だけでもできないのという話をしました。樹木だけやったら100万円ぐらいでできるんじゃないかと思っていたので。その辺の取組は全然されていないですね。私が前回質問したのがちょっと前になりますから、この期間何も行政としては動いていないとしか地元の方は思われていません。当然、私有地というのは最初から十分分かっていることです。そういう形で、そういう対策が何もできないのか、しなかったのか、考えなかったのか、その辺は今回この案件に関しては一番言いたいところです。

それで、ちょっとほかの町の例がありますので。

(パワーポイントを使用)これが埼玉県の坂戸市です。通学路に面する物置の屋根ぶき材が剥落する危険があるとの情報で、所有者に対し助言・指導、勧告、命令及び条例に基づく命令違反者の氏名公表を行ってきたんですが、危険な状態のまま放置されていました。敷地は通学路に面しており、危険性が高いため、飛散防止措置、メッシュシートがけと越境立木等の剪定の行政代執行を実施されているとの事例がありました。

この事例のように、立木等の剪定だけでもできないものか、道路にはみ出た枝を地元の方が剪定されている状況の中、この事例は当てはまるのではないかなと思っております。回答をお願いしたいと思います。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し答弁を求めます。武富基盤整備課長。

○基盤整備課長（武富 元）

すみません。先ほどの答弁で少し補足がございましたので、その分を補足させていただきます。

先ほど、私が空き家等の解体を管理人にお願いしたというふうに言っておりますけれども、

現在は所有者の兄弟の方が土地と建物を管理されております。月に1回程度、草刈等を実施されていると聞いています。将来的にはあの土地を活用すると言われておりまして、東区公民館付近の空き家問題については今後解決できるものと考えておりますが、今後も引き続き状況は確認していきたいというふうに思っております。

○西原好文議長

池田君。

○池田和幸議員

今の課長の答弁は全然私の質問に答えていないです。私は今、はみ出ている枝とか草とかを、剪定だけでもできないのでしょうかという質問を最後に述べました。それに対しては答弁がありません。お願いします。

○西原好文議長

答弁を求めます。武富基盤整備課長。

○基盤整備課長（武富 元）

再質問にお答えします。

道路にはみ出ている樹木等の撤去はできないかということでございますけれども、まずは、先ほど言いました所有者の兄弟さんがおられますので、その方にお伝えして撤去を促すということでしたいと思っております。

○西原好文議長

答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

少し補足をいたしますと、池田議員の御質問の趣旨は、空き家であれ、空き家でなくても、町民の皆さんの安全・安心に関わることであるから、町として早急に動くべきではないかという御質問の趣旨だろうというふうに思います。

一方、担当課長の答弁は、空き家ではあるけれども、管理をされておられるからというような答弁だったのではないかなというふうに思います。

どちらにしても管理者がおられるわけですから、そこは強く我々からまず要請をして、それでもすぐに応じていただけないということであれば、町として、安心・安全の観点から、前面も町道であるものですから、次の一手を早い段階で打ちたいと思っております。

以上でございます。

○西原好文議長

池田君。

○池田和幸議員

町長は前向きに回答されましたけれども、さっきの、道路側に伸びているので草を刈ると地元で本人に言われたみたいです。駄目だということで返答が来たようです。敷地内に入るか入らないかはよく分かりませんが、とにかく一回断られたらしいです。そういう中において、やっぱりさっきの代執行じゃありませんけど、代執行する前の段階に来ているんじゃないかと私は思います。そうしないと、3年も4年もずっとこのまま放置されて、この路線は高校生の死亡事故もあっています。それは交通事故で関係ないのかも分かりませんが、やはり見通しが悪いというようなこともありますので、その辺は少し進んだ考えをお願いしたいんですけれども、いかがですか。

○西原好文議長

答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

池田議員からは空き家の関連で、この後も幾つか御質問をいただくようになっておりますので、その後でというふうに思っておりましたが、せっかく御質問もいただきましたので、ちょっとこの機会に少し空き家に対する認識を改めて申し上げたいというふうに思います。

私は今、2期目の2年半がちょうど経過をしました。1期目の就任当初、江北町の空き家に対する取組と申しますと、どちらかというと利活用——偏重とまでは言いませんけれども——に熱心、熱中——熱中は言い過ぎかな——ぎみであり、もちろん、いろんな安全・安心の観点からも取組はされておりましたが、どちらかというと利活用のほうに熱心だったんじゃないかなというふうに思います。

ただ、もちろん利活用することで危険な空き家を増やさないということは大事なんですけど、もう既に危険なものがあるわけですから、ここはまず、やっぱり危険除去の観点に空き家対策についてはかじを切りたいということは、多分、就任当初、答弁でも申し上げたというふうに思います。

その後、先ほど御紹介もいただきましたような計画の策定であるとか、空き家の調査でありますとか、また、担当課もそれまではばらばらになっておったものですから、空き家対策

については一元化いたしましたし、先ほど御紹介いただきましたとおり、町では独自の寄附制度というものを設けまして、既に2件、今回3件になりましたけれども、事例も蓄積することができるようになりました。

さらに、今年度から条例が先行しておりましたので、法律を前提の、言ってみれば体制といいたいでしょうか、整備をさせていただいたところでもあります。

今回この法律、また条例に基づいた協議会も設置したところなのですが、先般、協議会を開催いたしましたして、そうした、要は法律根拠の形に体制は移したものの、やはり我々執行側の認識がなかなかそこにはまだついていなかったんじゃないかなという反省を実はしております。単純に条例から法律に移した——何というんですか、整理ではなくて、やはり法律根拠になることでより厳格化されたというふうに思っておりますし、さらに言うなら、もっとやっぱり専門的な対応をせんといかんということだと思います。実際、協議会のメンバーも、町内外の関係者、また専門家の方にも入っていただいて、まさにそのとき挨拶でも言ったんですけど、これからの江北町の空き家対策のエンジンにしたいということを申し上げました。

ところが、第1回目でありましたけれども、せっかく専門家が来ていただいているのに、ちょっと人のことを宝という言い方はよくありませんけど、宝の持ち腐れの準備しか正直できていなかったということを私自身も深く反省をしたところでもあります。ここまでずっと空き家対策については、そうした体制なり、調査なり、整備なりはしてきたわけですけども、やはり取り組む我々の心構えというのが、私はじめ、ひとつ足らなかったなということをおもっております。

いずれにしても、そうした法律根拠に基づいた移行でありますとか、また、これから法律を基にしたいろんな対策というのが講じられるわけですから、ここらはしっかり心を入れ替えて、入れ直して取り組みたいというふうに思いますし、先ほど申し上げましたように、空き家か空き家じゃないかは別として、前面は町道でありますし、町民の皆さんの安全・安心の観点から、なせること、なすべきことがあるんだろうと思います。

今回、新宿区の家屋についても現在解体が進んでおりますけれども、ここは前面は県道なんですよね。もちろん、あの状態でこれまで何年も経過をしておりました。ところが、県におかれても、ここへ来てと言うとちょっと語弊があるかもしれませんが、県道の管理者としての安全対策ということをあの家屋についても取っていただいたわけですから、言う

までもなく、我々も町道の管理者としてできないはずはないというふうに思っております。今回の御質問を契機ということになると思いますけれども、安全・安心の観点からしっかり対応をしていきたいというふうに思います。早めにですね。

それともう一つ、今回感じたことがあります。今、基盤整備課という名前に変えました。以前は建設課ということで、特に技術の職員が毎日頑張ってくれているわけですがけれども、従来はどちらかという道路を造るとか、やはりそういうものが主要な業務だったというふうに思いますけれども、恐らくこの近年はそうしたことだけじゃなくて、やはりこういう安全・安心とか、町全体の社会基盤をしっかりと取り仕切るというのかな、そういうのが恐らくこれからの基盤整備課の役割なんだろうというふうに思います。

議会の冒頭でも学校改修の件で少し言いましたけれども、単純に何か物を造るとか、道路を広げるとかいうだけではなくて、やはりそれには、何というのかな、一方でソフトの面といたしましうか、そうした単純に工事を進めるというだけではない役割があるんだろうというふうに思います。先ほど御紹介しました先日の空家対策協議会は、そういう意味では私にとっても、恐らく担当課にとってもだと思っておりますけれども、大きな気づき、また反省を促せられる会だったなというふうに思っておりますので、これからはさらにそうした趣旨で指揮を執っていきたいと思っております。

以上です。

○西原好文議長

池田君。

○池田和幸議員

よろしく申し上げます。今回は時間がないので、また次、できていなければ必ず質問します。よろしく申し上げます。

続きまして行きます。上小田地区の炭鉱住宅地について質問をします。

今年3月の一般質問で、外見上は長屋であっても、それぞれの住戸が個別の建築物である場合は空家法の対象になり、特定空家に該当すると答弁されていますが、再度説明をお願いします。

また、炭鉱住宅の今後についての考えをお聞きしたいと思います。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し答弁を求めます。武富基盤整備課長。

○基盤整備課長（武富 元）

質問につきまして、炭鉱住宅の特定空家の該当についてということでありますけれども、これまでの空家法の空き家等の定義としては、長屋は全体で一棟の建物であることから、長屋の一部のみが使用されていない場合には空き家には該当しないというふうにされておりました。

しかし、令和3年6月30日に特定空家等ガイドラインが改正されまして、外見上は長屋であっても、それぞれ住戸が個別の建物と判断できる場合は建築物として見るができるというふうに解釈されました。そのことで、長屋であっても個別の建物と判断できる場合は空き家対策が可能となりましたので、戸建ての空き家と同様に危険と判断されれば特定空家等にも該当するようになります。

また、旧炭鉱住宅の今後についてですが、老朽化が激しく、空き部屋が増えていることは確認しておりますので、今後も地元から苦情や相談等があれば随時対応していきたいというふうに考えております。

○西原好文議長

池田君。

○池田和幸議員

それでは、ここで質問である箇所について写真がありますので、紹介をしたいと思います。

（パワーポイントを使用）4枚写真がありますけど、2枚上のほうが同じ家です。入り口が分からない状態になっております。下2枚のほうは、枝草で外見が見えない状態です。

次の写真ですけれども、これは4枚とも元は長屋やったんですね。長屋やったんですけれども、切り離しにより今の状態になっているということで、先ほど課長のほうからガイドライン改正によって特定空家にできるようになるという説明がありましたけれども、こういう元長屋で手前は更地にされているところが結構あるんですよ。そういう形で、例えば五軒長屋やったら2軒解体して2軒は残っているとか、そういうところが炭鉱住宅地には数件ありました。

それで、ちょっと再質問したいと思います。3月議会の一般質問で、外見上は特定空家に該当すると――長屋の件は先ほど言いましたけれども、建物の解体と同じように補助は難しいとも前回の一般質問の回答で言われています。空家等対策の推進に関する特別措置法では、市長村長が特定空家等の所有者に対して、周辺的生活環境の保全を図るために必要な措置を

することを勧告した場合は、特定空家等に係る敷地については固定資産税等の住宅用地特例の対象から除外するということとなりますが、今後このようなことも考えていく必要があるのではないかと思います。

私が言っている意味分かりますかね。今まで空き家を解体すると6分の1にならなくなるといったことがあったんですが、こちらから空き家に対して勧告、それから命令等まで行ったときに、何もしないでそのまま放置されていると、逆に6分の1じゃなくなりますよというようなこともほかの市町村では発令をされているというのも聞きました。うちはまだそこまでは行ってないと思いますけれども、今後こういうことも考えていく必要があるのではないのでしょうかということで質問しています。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し答弁を求めます。武富基盤整備課長。

○基盤整備課長（武富 元）

追加質問にお答えしたいと思います。

先ほど言われましたように、固定資産税は今、減免といたしますか、特定空家は6分の1になっていると思いますけれども、法定協議会が今年の8月26日に制定をしております。協議会ができて、改めて管理不全な空き家が特定空家というふうになりましたので、今うちでは17件ございます。それにつきましては、今後、町民生活課とも税金の支払いについては協議していきたいというふうに考えております。

○西原好文議長

池田君。

○池田和幸議員

画面をお願いします。

（パワーポイントを使用）私が今、口頭で言ったんですけれども、国土交通省の対策総合支援事業の中に、右下に補助率とあります。これが、空き家の除去、空き家の活用に対して国が所有者がした場合と地方公共団体が実施した場合の表の見方です。こういう具合に、所有者がしない場合でもできるというふうに、補助対象になっています。国が5分の2出すような形のこともありましたので、できればこういうのも活用していただけないかなと思います。

それから、活用に関しては2分の1というような形も今掲げてあります。これが令和4年

度当初予算で国の45億円をつけてありますので、うちに関してもそろそろそういうのも採用していただくようになればなという期待もあります。

それでは、次に行きます。

再質問ですけれども、空き家を除去した後の土地の整備、空き家の活用と、それから、法定協議会と民間事業者等と連携をするような事業の推進が不可欠ではないかなと思いますけれども、今後、先ほど課長のほうからまだ法定協議会が始まったばかりでということでありましたけれども、できれば、できてあるのでしたら民間事業者等と連携を取って、どういうやり方が今後いいのか、そういうことも我が町としても取り組む考えが必要じゃないかなと思いますけど、いかがですか。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し答弁を求めます。武富基盤整備課長。

○基盤整備課長（武富 元）

追加質問にお答えしたいと思います。

先ほど私が言いましたように、江北町空家等対策協議会というのは8月26日に制定をしました。その中で、空き地となった場合の利用で、この委員会のメンバーの中にも宅地建物取引士、不動産会社のメンバーも入られておりますので、こういった情報を流して、その土地がどのように活用できるのかというのを協議会の中で諮っていきたいというふうに思っております。

以上です。

○西原好文議長

池田君。

○池田和幸議員

すみません。質問を1つ飛ばしていましたね。申し訳ないです。

よろしいですかね、一回戻りまして、空家等対策計画で法定協議会の設置が各市町村で行われていますが、3月31日時点で我が町も含め4町がまだ設置されていない状況です。今年度は2町が設置を予定となっていますが、現在は設置されていますか。設置されているのであればメンバーを教えてくださいということで、これを先に聞いておかないといけなかったんですが、すみません、お願いします。

○西原好文議長

答弁を求めます。武富基盤整備課長。

○基盤整備課長（武富 元）

法定協議会の設置についてお答えしたいと思います。

先ほども言いましたように、今年度8月26日付で江北町空家等対策協議会を設置しました。1回目の協議を行っております。空家等対策協議会では、空家等対策計画の変更、特定空家等の認定及び措置の方針について協議していただきました。メンバーは、町長、議会代表、区長会代表、司法書士、宅地建物取引士、不動産業者、それと建築士、法務局、警察署、消防署、土木事務所の10名であります。

以上です。

○西原好文議長

池田君。

○池田和幸議員

分かりました。ちょっと思ったんですけど、これは皆、学識経験者ばかりですよ、感じだ。地元といいますか、区長会とかからは入っておられますか。

○西原好文議長

区長代表が入っている。

○池田和幸議員（続）

入っておられますか。すみません、分かりました。

それでは、時間もありませんので、最後の質問をしたいと思います。再質問です。

今回台風が来ましたが、先ほど挨拶の中でさほど被害が少なかったと言いましたが、災害時等の緊急時の対応は空き家に対して考えていますか。道路上にかかる看板や外壁、破損等のおそれがある場合への安全措置はどうでしょうか。

○西原好文議長

答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

今回、議会冒頭で台風11号への対応ということで御報告をさせていただきましたけれども、対策連絡会議、また対策本部会議の中でも、この空き家に対する警戒ということを示しました。台風到来前に、それこそ緊急的にでも、例えば、看板が剥がれて、どう考えてもこの台風で落ちて飛ぶばいというごたつとは、それは逆に言うと何もしなくても飛ぶわけで

すから、そうしたことは台風の前に対策を講じるように指示をいたしましたし、通過後にも、私どもで警戒をしている空き家については全箇所確認をさせていただいたところでもあります。万が一そうした飛散等で被害があれば、現在、建友会にもいろいろの災害対策については御協力をいただいていますから、そうした対策については準備をさせていただいたということでもあります。

それで、私のほうから少し先ほどからの課長答弁を補足させていただきたいと思います。

まず1点は、長屋の件ですけど、先ほどガイドラインが改正をされて、個別の建物と判断できる場合は空き家対策が可能となったということなんですけど、どちらかというところと個別の建物と判断できるかというところが大事な点ですね。結局、判断できなければ個別には認められないわけですから。

というのは、今回専門家に入っていますけど、対策協議会の中からも、委員からそうした御助言といたしませんか、御意見もいただいたところでもあります。先ほど御紹介いただいたように、ぶつと切って別にだとして初めて、個別だから危険家屋にできるということになると、どっちが先かという話になるんですよね。先ほど、江北町は独自に寄附制度を設けましたものですから、その寄附で丸々ということであれば町で解体しますけれども、一部ということであれば、その個別にするための経費というのが多分その前にかかるんですよね。ですから、ここをどうにかしないと、長屋があつて、ある一部が危険な空き家であるというふうにしたいというかな、するためには、その前にそうした支出というのが出てくるものですから、これを町のほうで手当する形にはなっていないので。なぜかというところ、空き家の除去なら補助がありますし、丸々だったら町でできますけど、だから、ここを少し町としてどういう形で、経済的なのかどうなのか、今から検討せんばいかんなんですけれども、そこをせんと、ガイドラインが変わったから即ということには多分ならないということは補足をさせていただきたいと思います。

それともう一つは、これからの空き家対策ということでいきますと、やっぱり冒頭申し上げたような、空き家を利活用することで危険空き家を増やさないということも私は大事だと思っているんですよ。ただ、そこはしっかり市場に乗せていくということをやらんばいかんと思います。従来のように、町が直営で空き家活用に一生懸命になって職員が関わるということじゃなくて、市場に乗せていくということが大事なんだというふうに思うんですよね。

ただ、我が町もおかげさまで人口が維持できているものですから、もしかすると、開発業者様から言わせると、空き家の、例えば、今はリノベーションとかリフォームとかいろいろあります。もちろん逆に言えば、仏壇もあつたりするのをわざわざ介入して商品に仕立てるよりは、もう農地にずっとアパートを造ったほうがリードタイムも短いですし、収益も確実だし、もしかすると消費者のニーズに合っているということかもしれませんけど、そこそやはり町がしっかり働きかけて市場に乗せていくということをせんといかんというふうに思います。そうすると、この空き家の、例えば改修とかそうしたものについても、町として、それこそ支援といいましょうか、関与できないのかどうなのか。ただ、ここもそういう専門家の方たち、またはその業界の方たちにしっかりと入っていただかんばいかなというふうに思います。

そういう意味でも、今回、地元の方も含めてですけれども、空家対策協議会というまさに空き家対策全体のエンジンがある意味完成をしたというふうに思いますので、これをしっかりと動かしていくということが大事かなというふうに思います。これからの空き家対策はさらにスピード感と深みを持って対策を講じていく必要があると思っています。

以上です。

○西原好文議長

池田君。

○池田和幸議員

もう時間がありませんので、ぜひ空き家対策には、町長が言われたとおり前向きに取り組んでいただくことを期待しまして、2番目に行きます。

リサイクル資源物の推進。

平成29年3月に計画、策定された江北町一般廃棄物ごみ処理基本計画は、適正なごみ処理や資源化を推進するための取組を定めるものでありますが、目標を達成するための取組には、①排出抑制の推進、②分別収集計画、③ごみ処理計画等が挙げられます。今回は分別収集計画について伺いたいと思います。

分別収集は、再資源化の推進としての役割があります。また、家庭ごみの分類の中のリサイクル資源物には、ペットボトル、紙類、白色トレイ、古布、ウエス、容器包装プラスチックがあり、資源ごみとして役割を果たしていると思います。

質問ですが、リサイクル資源物回収について、①2か月に1回、各集会所で行われていま

すが、登録している区の数と区以外の数を伺いたい。②町以外の事業者も回収をしています
が、町として把握をしていますか。③回収に対しての報酬等の取決めはどうされていますか、
お願いします。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し答弁を求めます。吉原町民生活課長。

○町民生活課長（吉原和彦）

おはようございます。池田議員の御質問にお答えします。

御質問ですが、まず1点目、リサイクル資源物回収についてです。

登録している区の数と区以外の数ですけれども、町が行う資源物回収に協力するごみ減量
運動実施団体として登録している区は、35地区全地区でございます。また、区以外で登録し
ている団体は、社会教育関係団体1団体とNPO法人1団体の計2団体でございます。

続きまして2問目、町以外の業者も回収をしています、町として把握をしていますか
という御質問です。

町以外で資源物回収を行っている業者につきましては、古紙回収民間事業者1社を把握し
ております。

御質問の3点目です。回収に対しまして報酬等の取決めはどうされていますかという
ことでございます。

町が行う資源物回収におきまして、ごみ減量運動実施団体として登録している区や団
体に対しましては助成金を支出しております。助成金の額につきましては、江北町資源物回収事
業助成金交付要綱第4条（別表2）に基づき、資源物回収量1キログラム当たり4円で算出
をしております。

なお、資源物回収量の総量は、令和3年実績で約26.5トンでありました。

また、35地区のうち資源物回収量が一番多かった地区の総量は、令和3年度実績で約1.6
トンでございました。

また、各リサイクル推進員に対しましては、1地区当たり年額1万2千円を助成して
おります。助成額につきましては、これも江北町資源物回収事業助成金交付要綱第4条（別表
2）で定められております。

以上でございます。

○西原好文議長

池田君。

○池田和幸議員

それでは、再質問をしたいと思います。

8月19日の議員例会の折、製品プラスチックのリサイクルを検討するために、サンプル調査の実施について説明がありました。調査は、容器包装プラスチックを含む一括回収量60キロのうち、製品プラスチックの量が何キロかを調べるものです。この結果からどのような啓発を求めていくのか、まず伺いたいと思います。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し答弁を求めます。吉原町民生活課長。

○町民生活課長（吉原和彦）

池田議員の御質問にお答えします。

令和4年4月1日から、プラスチック新法、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律が施行されました。プラスチックにつきましては、現在、容器包装プラスチックについては分別回収をしておるところでございます。ただ、容器包装以外のプラスチック製品につきましては、燃えるごみとして処理をしております。ただ、法律の施行後につきましては、さらなる資源物の循環を促進すべく、製品プラスチックにつきましても燃えるごみではなくて資源物として回収を進めて、再商品化に取り組んでいくことを考えております。

○西原好文議長

池田君。

○池田和幸議員

それでは、一応質問通告分を最後まで行きます。

最後に、家庭系ごみの搬出量及び集団回収量の合計は人口の減少に伴い減少傾向になると思われますが、最後をお願いします。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し答弁を求めます。吉原町民生活課長。

○町民生活課長（吉原和彦）

池田議員の御質問にお答えします。

燃えるごみや燃えないごみなどの家庭系ごみの搬出量と、資源物や粗大ごみなどの集団回収量の合計を平成29年度と令和3年度で比較してみますと、平成29年度は人口9,613人、世

帯数3,385世帯で総量1,916トンでございました。令和3年度は人口9,597人、世帯数3,613世帯で、総量1,967トンでございました。人口は16人減ったにもかかわらず、ごみの量は51トン増えたこととなります。これは、人口が減少したものの世帯数は228世帯増加しており、世帯数が増えることで発生する基礎的なごみ、例えば、世帯が増えたことで発生する新聞などのごみが増加の要因と考えております。

御質問に対してですけれども、単に人口が増えたイコールごみ減量につながるとは思っておりません。

なお、事業系ごみにつきましては、平成29年度が排出量704トン、令和3年度が702トンとほぼ横ばいとなっております。

以上でございます。

○西原好文議長

池田君。

○池田和幸議員

確認ですけれども、人口の増加と言わんやったですか。減少……（「人口が増えたと言うたよ」と発言する者あり）たしか減少やろ。人口が減少しても減少傾向にならないということと言われたんですよね。分かりました。

それでは、再質問します。

ごみの減量化、再資源化を達成するために住民の意識改革を行い、ごみ問題への意識向上を図ることが求められていますが、区が行っているリサイクル資源物回収に対して、先ほど年額で1万2千円のような報酬のことがありましたけれども、量によって、ある程度その区によって一生懸命やられるところ、そういうところに対して別の意味での報償、何か感謝状じゃないですけれども、そういうことの考えはできないものか、お願いしたいと思います。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し答弁を求めます。吉原町民生活課長。

○町民生活課長（吉原和彦）

池田議員の御質問にお答えします

現在、資源物回収をしていただいている区につきましては、回収量1キログラム当たり4円で算出をしております。これに加えて、今のところ報酬等は考えておりません。また、感

謝状等も、今、資源物の回収をいただいている区につきましては御尽力いただいて心より感謝を申し上げます。ただ、町からの感謝状という形での賞状は今のところ考えてはおりません。

以上でございます。

○西原好文議長

答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

補足をさせていただきます。今回、御質問をいただくということで報告を受けておりまして、先ほどあったように、これから再資源化するために、そのモデル事業としてといてまいりましょうか、試行的に、要はうちで集めても再資源化するところに乗せないと意味がないものですから、それを受入れをしてもらえるかどうかの調査をするために、今回、町内の特定の区に御協力をいただいているということは御存じのとおりであります。てっきり私、その区に対して感謝状をというような御質問なのかなというふうに思っていたものですから、そうではなくて、要はそうやって省資源化に取り組んで先進的にというか、取り組んでいただいている区に対して感謝状とか表彰はということなんです。いや、そういうことであれば、それは十分検討させていただきたいなと思います。

というのは、かつて江北町の表彰式でも、例えば、優良納税区であるとか、また健康診断の受診率であるとか、そして、何というんですかね、ほかの区に先んじてじゃないですね、区でそうした取組をして町政の発展に御協力をいただいた区に対して感謝の意を表するということはこれまでもやっておりましたし、そういう意味では、こういう省資源化に対して取り組んでいただいた区というのは、まさにこれからの時代にふさわしい対象じゃないかなというふうに思うものですから、そこはぜひ検討させていただきたいと思います。今回の表彰式に間に合うかどうかは、ぎりぎりなものですから、それでもぎりぎり検討させていただきたいと思います。

以上でございます。

○西原好文議長

池田君。

○池田和幸議員

もう時間が来ましたので。さっき課長は検討しないということをおっしゃいましたが、

ぜひ検討をしていただいて、よろしくお願ひしたいと思ひます。

終わります。

○西原好文議長

7番池田和幸君の一般質問をこれで終わります。

しばらく休憩いたします。再開10時10分。

午前10時 休憩

午前10時10分 再開

○西原好文議長

再開いたします。

9番瀧上正昭君の発言を許可いたします。御登壇願ひます。

○瀧上正昭議員

皆さんおはようございます。瀧上正昭です。心配された台風11号も6日に過ぎ去ったわけですが、また日本列島の南の海上に12号、13号の台風になる熱帯低気圧が発生したというふうな情報が入っておりました。まだまだ台風等についても気が抜けないなというふうにいるところでございます。

それでは、通告に従ひまして、肥料価格高騰対策についてと将来を見据えた農業政策等について御質問をいたします。

それでは、肥料価格高騰対策について5点お伺ひをいたします。

我が国の肥料はほぼ全量を輸入しておりますが、主要供給国である中国が輸出を抑制していること、また、長引くコロナ禍やロシアによるウクライナ侵攻でこれまでにない価格の上昇が続いております。こうした生産コストの上昇分は、農家の出荷価格に反映されておられません。むしろ県内の出荷価格は毎年下がっているのが現状であります。

令和4年7月現在、令和3年産の米価概算払い、これは1俵60キロの1等の基準でございますけれども、追加精算払いの平均価格が1万1,200円となり、前年産の同価格と比較をいたしますとマイナス11%強と厳しい状況にあります。最終精算は来年7月に予定をされておりますが、全ての品種において安値の価格が予想され、農家経営に大きな負担となります。

政府は肥料価格高騰に直面する農家を救済するため、本年7月29日に肥料価格高騰対策として新たに支援金制度を創設しました。対象農家は、前年から2割以上の化学肥料低減を2

年間かけて取り組む農家となっています。しかし、低減に時間がかかることを考慮し、令和4年6月から10月——これは本年の秋用の肥料でございます——と令和4年11月から令和5年5月、来年の春用の肥料になりますが、これを購入した肥料については1割低減に軽減をされるということになっております。

まず、1点目に入る前に、お話しいたしました主食用米の価格等について少し御説明をさせていただきます。

画面の切替えをお願いします。

(パワーポイントを使用) これは本年7月現在の米の概算金及び精算状況表です。これは農協からの情報でございます。先ほども言いましたように、1俵60キロとして1等基準をここに記載させていただいています。見ていただくように、元年産、1年産、2年産、3年産というふうに、これを比較していきたいと思います。

まず、元年産、1年産ですけれども、概算金が「夢しずく」は1万2千円、「ヒノヒカリ」は1万2千円、「さがびより」は1万2,800円、特裁の「さがびより」も同じく1万2,800円、「ヒヨクモチ」が1万3千円。2年産になりますと、「夢しずく」は500円下がって1万1,500円。それから、「ヒノヒカリ」についても500円下がって1万1,500円。「さがびより」は500円の値下がりですね。それから、特裁についてはこれも500円の値下がり。それから、「ヒヨクモチ」については、これは200円のアップということになっております。3年産を見ますと、2年産から比べて1,500円の減と。「ヒノヒカリ」につきましては、これは2,500円の減。それから、「さがびより」につきましては2,300円の減と。これも特裁「さがびより」も2,300円の減と。「ヒヨクモチ」にあっては1,200円の減と。こういうふうになっています。

ここの手取り単価ですね、元年産、2年産、3年産、これも全てずっと下がっております。

先ほど説明いたしました3年産については、最終精算が来年7月ということになっております。これは来年7月にずっと最終的な精算が入って、ここに手取り単価が上がってくるわけですね。これを2年産と見比べてみますと、ここの部分、追加精算と概算金を足したところを見れば、2年産から3年産が先ほど言いました約11%の値下がりということになっています。3年産については来年7月ですから、ここはどれぐらいの精算金が入るか、これによっても若干違いますけれども、今の現状としましては、とにかく元年産、2年産、3年産ということで、米1俵60キロ、そして、一番いい1等の基準がこのようにずっと値が下がっ

てきているということでもあります。

そして、下のほうを見ていただくと、概算金と、これは2等が約324円の減ということになります。こういうふうには主食用米の米がずっと下がってきています。この理由については後ほどまたお話をさせていただきますけれども、こういう現状があるということをもっと分かっていただきたいというふうに思います。

画面の切替えをお願いします。

(パワーポイントを使用) それでは1点目、化学肥料2割低減の取組要件についてお伺いをいたします。

化学肥料2割低減の取組要件は、1つは既に化学肥料の節減に取り組んできた農業者、2つ目が地域の実情に即した節減方法等への配慮を取り入れた仕組みとされていますが、具体的にはどのようなメニューがあるか、答弁をお願いしたいと思います。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し答弁を求めます。宮本地域振興課長代理。

○地域振興課長代理（宮本大樹）

澁上議員の御質問にお答えいたします。

今回、澁上議員からは国の肥料価格高騰対策について御質問をいただいております。

この事業につきましては、化学肥料2割低減を行う農業者に対しコスト上昇分の7割を支援する事業でございます。

画面を使って説明したいと思います。画面のほうを御覧ください。

○西原好文議長

暫時休憩いたします。

午前10時21分 休憩

午前10時22分 再開

○西原好文議長

それでは、再開いたします。

宮本地域振興課長代理。

○地域振興課長代理（宮本大樹）

大変失礼いたしました。

国の肥料価格高騰対策といたしましては、化学肥料2割低減を行う農業者に対しコスト上

昇分の7割を支援する事業が創設されております。

画面を御覧ください。

(パワーポイントを使用) 国が示した化学肥料低減に向けたメニューは15項目ございまして、このうち2項目を選択して実施することで国の支援が受けられる仕組みでございます。

このうち、江北町の農業者が取り組みやすいものは、アの土壌診断による施肥設計、ウの地域の低投入型の施肥設計の導入、シの局所施肥の利用の取組、これは前提として側条施肥機という機械があればということでございます。以上を想定しております。

このほか、WC S、飼料用米の作付農地につきましては、エの堆肥の利用も考えられます。農業者が自らの営農に応じ2つを選択する内容となっております。

以上でございます。

○西原好文議長

淵上君。

○淵上正昭議員

いろいろメニューがあります。基本的には農家の皆さんがこの中から選択をされるんだろうと思いますけれども、JAさんであったりとか、あるいは行政のほうからのそういった説明会等々があるのかどうか。

それからもう一つ、先般の佐賀新聞だったと思いますけれども、佐賀市が「下水汚泥で肥料、注文続々」というような紹介がされておりました。下水汚泥肥料の利用が入っているわけですが、本町は農業集落排水施設、佐留志のクリーンセンターで処理した脱水汚泥を白石町の福富下分の住ノ江地区にありますエコパーク住ノ江水処理センターに搬入し、搬入量に応じて経費を支払っているということでもあります。

このエコパーク住ノ江水処理センターはどこにあるかといいますと、住ノ江の郵便局を国道444号に入りまして、右のほうに右折して鹿島方面に行って約250メートル行ったところに三差路というか、左のほうに行きます。そこから大体200メートルやったですかね、左側のほうにこのセンターがあります。それを先に300メートルばかり行ったところにケアハウス桜の園がありますけれども、大体地域的にはそういったところに処理センターがあるということです。

ここは平成16年2月に使用を開始されております。脱水した汚泥を加工し、有機質の肥

料として店舗や当センターで販売をされております。店舗での購入というのは特に問題はないんだろうと思いますけれども、当センターにも直接トラックで買いに来られるそうでもあります。令和3年度は54.5立米を販売されたと聞いております。肥料高騰対策の一つとして、ますます需要が増加するのではないかと想定されますけれども、当該センターで購入をする場合、江北町全体として購入するときの上限というものがあるのかないのか、この2点について答弁をお願いし、まず1点は地域振興課と思いますけれども、よろしく申し上げます。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し答弁を求めます。宮本地域振興課長代理。

○地域振興課長代理（宮本大樹）

淵上議員の再質問、1点目にお答えしたいと思います。

農家への説明についてでございますけれども、農協から農家の皆様への説明として、9月15日の生産組合長会で周知が予定されております。以後、農繁期に入りますので、説明の場は予定されておきませんが、農家の状況を見ながら説明の場を設けていく考えでございます。

以上でございます。

○西原好文議長

答弁を求めます。武富基盤整備課長。

○基盤整備課長（武富 元）

淵上議員の2番目の農業集落排水の汚泥の堆肥化について私のほうから説明させていただきたいと思います。

農業集落排水施設の佐留志クリーンセンターで発生します汚泥につきましては、脱水後、先ほど議員が言われましたように、白石町のエコパーク住ノ江水処理センター内にある住ノ江地区資源循環施設、ここで堆肥化をされております。

ここで、過去3年の平均で一応出してみましたので、報告したいと思います。

令和元年度から3年度の平均でありますけれども、脱水汚泥量としましては、江北町で106.7トンです。白石町が197.6トン、合計の304.3トン。それと堆肥化ですね、堆肥化になった場合のボリュームですが、江北町が17.9トン、白石町で33.6トン、合計51.5トンとなります。

先ほども言われましたけど、販売数量、まず、販売は袋入りと軽トラックの販売があります。

袋入りにつきましては、5キロの袋入りで150円で販売をされております。それにつきましては、平均ですけれども、年間6,420袋ほど販売されているところでありまして、袋に関しては道の駅しろいし、有明特産物直売所、しろいし特産物直売所の3か所であります。

それと、先ほど議員から言われました軽トラックですね、これはバケット売りというふうに表示されておりますけれども、バケット2杯分で約330キロほど軽トラックに積まれているそうです。これにつきましては800円で売られております。この販売につきましては、先ほど言いました住ノ江地区水処理センター1か所で、軽トラックにつきましては販売をされております。

軽トラックで購入する場合につきましては、毎週水曜日までにセンターへ予約を入れる必要があります。それで、金曜日に取りに来ていただくという形になっているそうであります。完全予約制でありますので、売り切れ等で販売できないということも想定されるということでもあります。

町の割り振りとしましてはございません。ないそうであります。町内の方も過去、毎年一、二名の方が軽トラックで購入に来られているというふう聞いております。

私からは以上です。

○西原好文議長

渕上君。

○渕上正昭議員

これからはJA等々の指導、助言を受けながら、しっかりと取り組んでいかなければならないというふうに思いますし、また、水処理センターの肥料は有機肥料としては認められてはおりませんが、有機質が多い肥料として、タマネギの元肥とか、そういうものに非常に利用されている、活用されているというふうにお聞きしております。ある程度全体の量が決まった量でありますので、これも恐らくあそこでそういった肥料が、元肥に適している肥料が販売されているということを全ての人が知らないんじゃないかなというふうに思っています。

ここではお聞きしませんけれども、八町にある公共下水道については、いろんなことから

肥料に適していないということでありましたので、佐留志のクリーンセンターが搬入をしているということでありました。ぜひこれから先は、利用される方もそういうのば教えてくるっぎんた行ったとけにゃという人もおんさあかも分からんとですよ。だから、そういった周知もぜひしていただきたいなというふうに思っています。

○西原好文議長

答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

ただいまの淵上議員の御指摘といいましようか、御提案というのはしっかり受け止めたいというふうに思いますし、受け止めるまでもなく、何というか、やはり想像力をたくましくすれば、これだけ価格高騰、肥料高騰で、一方でそうした肥料が販売というか、されているわけですし、そもそも江北町の方が、江北町の米をはじめ江北町の食材を食べて、そして、排出していただいたものがそうやってまた還元をされるというのは、SDGsとか持ち出さなくても、まさに循環型のあるべき姿だというふうに思いますし、特にこうした価格高騰の折でもありますから、出した分とは言いませんけれども、特に制限はないということですから、もちろんいろんな条件がついているんだと思います。ただ、そこは御承知おきいただいた上で、やはり購入したいという方がいらっしゃると思います。多分そういう条件がついているから購入されていないんじゃないかと、知らないから購入されていないということなんだというふうに思いますから、基盤整備課はもちろんですけど、地域振興課も含めて、住民の皆さんにそうした情報をやはりきちんとお知らせするということが大事だなというふうに思いますので、ぜひそこは早速やらせていただきたいと思います。もちろん知つつもんだだけ得するということもあるかもしれませんが、そうではなくて、ここはやっぱり機会均等ということなんだというふうに思いますから、ぜひそこはすぐ取り組ませていただきます。

以上でございます。

○西原好文議長

淵上君。

○淵上正昭議員

お願いしたいと思います。

それでは2点目、支援額の内容について答弁をお願いいたします。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し答弁を求めます。宮本地域振興課長代理。

○地域振興課長代理（宮本大樹）

淵上議員の御質問にお答えいたします。

また画面のほうを御覧いただきたいと思います。

（パワーポイントを使用）支援額の内容につきましては、算定式は当年の肥料費から前年の肥料費を引いたものに0.7を掛けたものが国の支援額となります。具体的に算定式に当てはめると、昨年20万円の肥料費が1.5倍価格上昇した場合、今年30万円となります。10万円の値上がり、これに対し国の支援額は約5.4万円、54%となります。

以上でございます。

○西原好文議長

淵上君。

○淵上正昭議員

10万円値上がりで、これに対して国の支援額は5万4千円ということで答弁がありました。単純に考えたら、10万円上がったら0.9ですから6万3千円かなと思いましたがけれども、その中には価格上昇率というものがありますですね。これは統計データを基に決定をすることになっているみたいであります、その価格上昇率についてちょっと質問をしたいと思えます。

J Aさんで取引をする場合、同じ肥料でも当用価格、これは店舗価格なんですけど、当用価格と、それから予約価格、これは自宅まで搬送していただきます。持ってきていただきます。それから、満車直行というものがあります。これは自分が倉庫あたりに取りに行く、こういったものがあります。

これは御存じのように、店頭で買われる価格と予約をされる価格と今言った満車で1杯500トンとか、そういうふうに買われるその価格というのがやっぱり違います。一度に買ったから安くなるしというような。だから、この場合、価格上昇率の1.5倍価格上昇した場合というふうなことを先ほどちょっと言われましたけど、これは1.5になるのか、1.6になるのか、ちょっと分からないと思えますけど、これはどの部分の価格の上昇率をされるのかですね。もし分かっておられれば答弁をお願いしたいと思います。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し答弁を求めます。宮本地域振興課長代理。

○地域振興課長代理（宮本大樹）

渚上議員の再質問にお答えしたいと思います。

価格上昇率につきましては、農業物価指数等を用いまして、内容としては今年8月までの物価指数を勘案しまして国が定めることとなります。

参考といたしまして、今年7月の肥料の物価指数につきましては1.42で、8月になりますと、またさらに上がるのが想定をされております。

次に、昨年の麦肥料と今年の麦肥料の価格差についてでございますけれども、予約価格につきましては昨년이1,760円、今年が2,673円で予約が受け付けられております。価格差は913円で1.5倍。当用価格につきましては、予約価格の5%増しということで1,848円が2,811円、963円の価格差、こちらも1.5倍となります。満車の分につきましては、すみません、農協さんのほうからデータをいただけませんでしたので、ちょっとここでは提示できませんけれども、農協さん、資材店舗の実売価格と農業物価指数、おおむね比例するような形になると考えております。

以上でございます。

○西原好文議長

渚上君。

○渚上正昭議員

価格上昇率は国が決めるもので、我々農家のほうはどうすることもできませんけど、まだちょっとはつきり価格上昇率をどの基準でされているのかというのはよく分かりませんが、先ほど言いましたように、肥料にもいろいろ、予約制度もありますし、そのまま店頭で買われる方もおりますし、また、民間業者のほうから買われる方もおられますし、その辺は国もしっかり調査した上で上昇率を出されるんだろうとは思いますが、これは希望ですけど、やっぱり店舗価格でしていただいたほうがいいのかというふうには思います。そういうことで、なるべく農家の皆さんが少しでも助けになるような、これは国に対してなんですけれども、していただきたいなというふうに思います。

それでは3点目、平成20年、2008年のリーマンショック時に実施した肥料価格高騰対策では、事務手続は煩雑、また、当年産で節減しない農家ほど手厚い助成が受けられ、節減を行うほど助成額が減少すると、そういうふうな問題がありました。今回の申請内容と今後のス

スケジュール、これはどうなっているか答弁をお願いします。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し答弁を求めます。宮本地域振興課長代理。

○地域振興課長代理（宮本大樹）

渚上議員の御質問にお答えいたします。

平成20年度の肥料価格高騰対策につきましては、6種類の書類を提出する必要がございました。大変煩雑でございましたけれども、今回につきましては化学肥料低減計画書に注文書、領収書を添えて申請することとなっております。2種類の書類で済みますので、事務手続は簡素化されております。

支援額につきましては、肥料の注文書、領収書等に基づき算定をされます。肥料を多く発注するほど支援額は増え、少ないほど支援額は少なくなりますので、議員御指摘のとおり、肥料を節減される方の支援額は少なくなります。ただし、支援があるうちに必要以上の肥料を購入することは事業の趣旨から外れ、支援金の返還を求められる可能性がございますので、適切な時期に適切に使用される量を注文し、申請していただきたいというふうに考えております。

次に、国のスケジュールについてですが、本年の秋肥につきましては10月に農業者の申請、12月に支援金の交付、来年春肥につきましては来年2月に農業者の申請、3月に支援金の交付ということで示されております。しかしながら、農協取引分につきましては本年（67ページで渚上正昭議員が訂正）2月に秋肥、春肥分を合わせて申請し、3月に支援金交付の方法で検討をされております。理由といたしましては、支援金の交付と肥料代金の引き落としが年またぎとなりますので、確定申告に影響するため、このような取扱いで検討されておるところでございます。

農協以外で注文された肥料、例えば、花農家につきましては市場や肥料販売店の直販等で調達されております。これにつきましては、肥料販売店などで事務取りまとめを行っていただければ、国スケジュールどおりの10月申請、12月交付とすることも可能でございます。

以上でございます。

○西原好文議長

渚上君。

○渚上正昭議員

ちょっと私が聞き間違いであればあれですけども、先ほど農協取引分については今年2月に秋肥、春肥を合わせてというふうに聞いたような感じがしますが、来年の間違いですよ。来年2月ですね。分かりました。

それでは、再質問をいたします。

基本的に秋用の肥料、それから春用の肥料、それぞれまとめて申請するように国の方針はなっておりますけれども、先ほど答弁では、農協取引分については来年2月に秋肥と春肥を合わせて申請するというのを検討中と言われましたけれども、これはあくまでも秋用の肥料を1つ、それから春用の肥料の申請を1つ、この2つを一緒に申請するという理解でよろしいでしょうか。

○西原好文議長

答弁を求めます。宮本地域振興課長代理。

○地域振興課長代理（宮本大樹）

淵上議員の再質問にお答えいたします。

本年秋肥、本年春肥につきましては、それぞれの申請が必要になります。したがって、化学肥料低減計画書と申しますが、これは2つ作らなければならない。それぞれ注文書、領収書を振り分けて添付しなければならないということになります。

以上でございます。

○西原好文議長

淵上君。

○淵上正昭議員

それでは、4点目に行きます。もう少し4点目で詳しくお聞きしたいと思います。

4点目、申請手続に必要なもの及び申請方法について答弁をお願いいたします。

○西原好文議長

答弁を求めます。宮本地域振興課長代理。

○地域振興課長代理（宮本大樹）

淵上議員の質問にお答えいたします。

画面のほうを御覧ください。

（パワーポイントを使用）申請に必要なものにつきましては、農業者は化学肥料低減計画書に必要事項を記入し、注文票や領収書を添えて申請することとなります。

次に、申請方法につきましては2つのケースを想定しております。

1点目に、農協系統につきましては、農協杵島支所営農課に申請することを想定しております。農協以外のホームセンターなどで購入された肥料についても合算して申請をしていただくことが可能でございます。

2点目に、系統外、花農家などの申請につきましては、肥料販売店や生産部会でも申請は可能でございます。ただし、領収書等が重複しないよう農協と情報共有を図るなど、弾力的に運用を行ってまいりたいと考えております。

具体的な方法につきましては、農協杵島支所営農課と現在調整中でありまして、方針決定次第、農業者に周知してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○西原好文議長

淵上君。

○淵上正昭議員

先ほどのだと、5戸以上のグループで申請ということになっております。大規模農家、認定農家、集落営農組合法人、またはこれに属さない個人で農業を営んでいる方がおられますが、どのような方法を想定されているのか。例えば、地区には生産組合というものがあります。だから、これを見ていると私は生産組合単位なのかなというふうには思いますけど、その辺は何か今後決められていくのかどうなのか。もし分かれば答弁をお願いしたいというふうに思います。

○西原好文議長

答弁を求めます。宮本地域振興課長代理。

○地域振興課長代理（宮本大樹）

淵上議員の再質問にお答えします。

申請するための5戸以上のグループにつきましては、生産組合単位でのグループをまず想定しております。ただ、花農家さんとか肥料販売店でのグループを希望される場合というものもあるかと思いますが、その場合は肥料販売店で事務取扱をしていただける範囲でも構わないというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○西原好文議長

渚上君。

○渚上正昭議員

分かりました。とにかく農業者にとっていい判断をお願いしたいというふうに思いますし、方向性が分かれば早めの周知をしていただければというふうに思います。

それでは、5点目です。県、本町の支援について答弁をお願いいたします。

○西原好文議長

質問に対し答弁を求めます。宮本地域振興課長代理。

○地域振興課長代理（宮本大樹）

渚上議員の御質問にお答えいたします。

まず、県の支援につきましては様々な支援が準備されております。町に関係するものを画面を用いて説明していきたいと思っております。

（パワーポイントを使用）まず1点目、肥料価格上昇分に対する支援ということで、肥料使用量10%低減を前提とした国の支援額に、低減させるまでの激変緩和措置として、農家負担の一部を県が独自支援いたします。画面の棒グラフがございます赤のところは県支援の部分でございます。国、県合わせて7割が支援をなされるということでございます。先ほどの10万円値上がりの場合、国支援5万4千円、県支援1万6千円、国、県合わせて7万円の70%の支援ということでございます。

次に2点目、化学肥料の削減または堆肥等の活用に対する支援ということでございます。画面の下の表の2段目のところでございます。土壌、堆肥分析に対する補助。肥料削減につながる機械、資材等の導入に対する補助。例としては、可変施肥機、側条施肥機等がございます。また、堆肥をペレット状に加工する機械、施設の導入に対する補助。例としては、ペレットマシン、堆肥ヤード等の機械導入に対する補助がございます。

次に3点目といたしましては、米麦乾燥調製施設の燃料費補助でございます。共同乾燥施設や個人乾燥施設の燃料費に対する支援でございます。

このほか、県においては低コスト施肥体系やペレット堆肥を活用した指定混合肥料などの実証事業等も準備されておるところでございます。

次の画面を御覧いただきたいと思っております。

町の支援についてでございますけれども、今回、9月補正予算で予算案を計上しております。事業名は営農継続緊急支援事業ということで、2点ございます。

1点目は、肥料価格高騰補助金ということで、国、県で価格上昇分の7割が補填されますけれども、さらに15%を町が補助、農家負担を軽減いたします。補助対象となる肥料は、令和4年6月から10月に購入した肥料、本年秋肥として使用する肥料でございます。

次に、2点目といたしまして営農継続緊急支援金。物価高騰の影響を受ける町内農業者の事業継続、生産意欲維持のために、本年表作の生産コスト高騰分のおおむね1割を支援いたします。作物により単価を設定いたしまして、本年表作の耕作面積により支援金を計算いたします。申請方法につきましては、支援額記載済みの申請書を農業者に送付いたしまして、プッシュ型で迅速に交付することを予定しております。スケジュールといたしましては、10月に申請開始、11月に交付終了、申請から交付までおおむね3週間程度を想定しております。以上でございます。

○西原好文議長

淵上君。

○淵上正昭議員

いろいろと支援をしていただいたということでございます。

先ほどもお話をいたしましたように、主食用米の価格というのは年々下がっております。その背景には、米の在庫状況が深く関わっているんだろうというふうに思います。主な要因としましては、コロナ禍で家庭では需要が増えたんだけど、外食の需要が非常に下がっているということ。それから、在庫米を減らすために販売行動、どっちにしても売らんと駄目なんですから安くなるというふうなこと。それからもう一つは、2018年だったですかね、減反調整がなくなりました。この生産調整方式がなくなった、変更されたことによって、主食用米の作付の増加がというふうに専門の方からは言われております。

実際、主食用米を作る上において、皆さん御存じのようにトラクターであったりとか、コンバインであったりとか、あるいは田植機械であったりとか、もちろんトラックもそうなんでしょうけれども、燃油等がかなり食います。それと、田植の前には播種をするわけですけども、そういった経費。あるいは田植をする前の苗箱に、20パックで1キロ3,500円もする、そういった病害虫の薬も振りますし、それから、田植をしますと水田に除草剤の散布をするとか、病気、ウンカ等の防除に係る薬剤散布、少なくともこれは2回いたします。近年は高齢者が多くなったということで、やっぱりドローンであったりとか、無人ヘリであったりとか、そういうふうなもので散布しています。当然カントリーに加入されている方は利用

料も発生をいたしますし、そういったことで、そういった経費と米の価格と相殺をいたしますと、本当に純利益というのではないと言ってもいいぐらいです。そういうことで、今の状況というのは農業者の自助努力の範疇は既に超えております。

そういう状況でありますので、その辺はやっぱり分かっていただきたいなというふうに思いますし、今回、農林水産省が8月31日に発表した米の作柄概況によれば、佐賀県内の普通栽培の水稻はやや不良というような記事が載っておりました。そういうことで、今年産の作況も先が不安だなというふうに思っているところでございます。

それでは、ちょっと時間も押してまいりましたので、2問目の将来を見据えた農業政策等について2点お伺いいたします。

本町の農業を維持するため、農業政策も大変な時期に来ていると思います。農業従事者の高齢化や担い手不足に農業の活力が減退し、特に中山間地域の離農や耕作放棄地が懸念される所でありますが、町内の離農と耕作放棄地の現状と対策について答弁をお願いいたします。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し答弁を求めます。宮本地域振興課長代理。

○地域振興課長代理（宮本大樹）

湧上議員の御質問にお答えいたします。

また画面のほうを御覧いただきたいと思っております。

（パワーポイントを使用）2015年から2020年まで5か年間の離農者につきましてでございます。町全体で36名、2015年には529名の農業者がおられましたので、約7%の減となっております。

離農の原因といたしましては、近年続く米価の下落、ある程度の面積がないと労力の割に収益性がないことなどが考えられます。

次に、新規就農者についてでございます。

離農者がおられる一方で、新たに就農される方もおられます。直近5か年間の新規就農者は町全体で10名。県において、さが園芸888運動が展開されておりまして、トレーニングファーム等の研修機会、就農後の支援策も充実していることから、町内の新規就農者のほとんどが施設園芸、ハウス関係での就農でございます。

次に、離農者がどこに預けたかについてでございます。

町全体で約25%が地元以外の農家へ貸し付け、これが中山間地域では約40%となっております。町では以前から、地元の農地は地元で守る農地集積に取り組んでおりますけれども、一部地域においては地元の農地を地元で守ることができず、他地区の入り作に頼らざるを得ない状況もございます。

離農対策といたしましては、今後も離農者が増える傾向は継続するものと思われま。少ない人数で町の農地を保全していく方法を模索しなければなりません。この5年間で集落営農の耕作面積は65ヘクタール減り、大規模農家、法人等の面積は46ヘクタール増えております。現在、60歳以上の世代が集落営農の主力として地域の営農を守っておられますけれども、離農者の農地を集落営農で吸収する余力というのは年々少なくなっており、大規模農家、法人と集落営農が連携し、離農者をカバーしていく取組が必要でございます。規模を拡大したい意向を持っている農家とのマッチングを進め、作れる人が農地を守っていく方法、他地区からの入り作も含め、視野に入れながら、農業委員会等と協力して進めてまいります。

次に、耕作放棄地の現状でございます。

平たん部の水田はほぼ適正に管理されておりますけれども、中山間地域には管理が行き届いていない農地が一部見受けられます。江北町の農地、約990ヘクタールの98.3%は何らかの作物が作付されております。作付されていない16.8ヘクタール、この中で管理が行き届いていない農地が見受けられるものでございます。中山間地域では作付されていない農地の割合が平たん部より高く、急傾斜、形が悪いなどの耕作不利地が多いためでございます。

その一方で、江北町の農地はそのほとんどが農振農用地となっております。農振農用地ということは、補助金などの農業公共投資の対象でございます。ですので、荒廃している状態にあってはなりません。投資を受ける代わりに農業、最低でも管理保全を続けていかなければならない現状でございます。

耕作放棄地対策といたしましては、管理が行き届いていない農地を解消していくため、日常的に地区の農業委員が見回り、指導を行っております。また、8月に農地パトロールを実施し、農業委員を通じ改善指導を行っております。それでも将来にわたって管理していくことが難しい場合は、農地を農振から外し、山林や宅地、雑種地に転用するなどが必要となってきます。ただし、農振の対象から外れるということは、補助金等の農業投資の対象からも外れる。一旦外してしまいますと、例えばミカン園の改植補助金を、農振から外れたけれども欲しいとか、麦、大豆の交付金についても、一旦外れたところをまた作るようになったの

でもらいたいということが駄目になってきます。そういうことになりますので、補助金を受けながら農地を守っていくのか、他の用途を模索するのか、慎重な見極めが必要となります。

以上でございます。

○西原好文議長

淵上君。

○淵上正昭議員

非常に丁寧な説明をいただきました。

時間があと数分ですので、2点目のアンケートの結果についても質問をしておりましたが、これはまた何らかの機会があれば、直接なり、またこの場を通じてお聞きしたいというふうに思っております。

どちらにしましても、今回いろいろと、アンケートの結果あたりも聞かせていただきましたけれども、まず、いろんな角度から、様々な角度から各地域、各地区の状況なりを見ておられますけれども、それはそれでいいというふうに思います。ただ、今後、これからも、何というかな、来ていただいて、あるいはこういった問題があるからというふうに言われてそれに対応するというのではなくて、今も当然してはおられると思いますけど、やっぱり積極的にこちらのほうから出向いていく。例えば、法人の役員会がいつありますよということであれば、やっぱり行って生の声を聞くと。そして、今どういうふうに困っているかと。ただ、アンケートだけではなかなか、60%のアンケートのあれでしたので、また、佐留志、惣領分地区については、もっと農地を増やしたいという方たちもおられます。そこはどのような理由なのか、原因なのか、やっぱりそういうものもしっかりと把握した上で、また対応、対策をしていただきたいなというふうに思っています。

どちらにしても、待つのではなくて、こちらのほうから情報を取りに行くということが当然必要だろうというふうに思いますので、ぜひこの基幹産業の農業がこれから未来に向けて発展できるように、やっぱりいま一度立ち止まってぜひとも頑張っていたきたいなというふうに思いますし、お願いをいたしまして、私の一般質問を終わります。

○西原好文議長

9番淵上正昭君の一般質問をこれで終わります。

しばらく休憩いたします。再開11時20分。

午前11時9分 休憩

午前11時20分 再開

○西原好文議長

それでは、再開いたします。

2番江頭義彦君の発言を許可いたします。御登壇願います。

○江頭義彦議員

こんにちは。江頭です。よろしく申し上げます。

今回も2問準備しておりましたが、途中で切れるかも分かりませんが、どうか最後までよろしく申し上げます。

(パワーポイントを使用) 1問目は、画面のほうに出しておりますが、今、県議会とか、佐賀新聞あたりにも記事が載っておりましたが、来年度から中学校の部活動が地域移行になって、これは教職員の働き方改革とかに関係もあるかと思えますけれども、世の中の流れとして、今このような形になってきております。

本町も、子育てし大県に対して、子育てしたい町として、子供たちもあと10年ほどは減らないというような調査結果でありますし、近隣の町では子供たちが半減していく中、本町はそのまま維持していると。そういうところを本町の特徴として、人が増える町というふうにして教育面で何かいい施策はないかということで、先ほど申しましたように、最近話題になっていることで御提案をいたしました。

中学校のほうの部活動については、来年度から3か年間、改革集中期間に設定されており、中学校の教員が担ってきた部活動を地域団体や民間事業者に委託する改革が提言されております。地域移行を進めるには、市町村が協議会を設置し、推進計画の策定、運営や指導者確保のための費用など様々な課題や成果を検証した上で、最初は休日の土日の部活動の移行ということですが、最終的には平日の部活動についても地域移行ということになっていく。それは先ほど申しましたように、教職員の勤務時間とか働き方改革と並行して今注目されているところでございます。

先ほど申しましたように、子供たちが減らないというだけ为本町の特徴として担っていいのか。やはり本町に生まれ育った子供たちには、江北町に生まれてよかった、江北町で育ってよかったと思えるような充実した小・中学校の義務教育を送ってほしいということで、併せて今回は部活動を取り上げましたけれども、やはり町の宝としてどういうふう子供たちを育てていくかということにも関連していくかと思いますので、一意見として申し上げ

げたいと思います。

(パワーポイントを使用)では、画面のほうに題を出しましたが、部活動の地域移行についての準備ということで、今後、流れがこのようになっていきますので、どうか子供たちと一緒に考えていけたらというふうに思っております。

ここに出しておりますが、部活動の意義として挙げられていることは、生徒がスポーツに親しむ——これはスポーツだけではないんですけど、文化的な部活もありますので——機会を確保し、自主性、主体的な参加による活動を通じ、子供たちに責任感、連帯感、それから自主性の育成にも寄与するという目的が1つ。

2つ目は、部活動を通じて人間関係の構築、自己肯定感——自分の存在を認めるといいますか、問題行動の抑制——これは簡単に申しますと、法的に間違っことをしない。それから、信頼感や一体感、友達と一緒に活動することによって、そういう意識づけ、部活チームとして、または地域として、または出身学校としてそういうのを味あわせていくという意義が挙げられます。

先般、事件がございましたけれども、前総理大臣の方をああいうふうに殺害というか——それは非常にかげ離れていると思いますけれども、彼が生まれ育ってきたその過程の中で、やはり孤立していったことも全く関係がないわけではないかなというふうに思っています。やはり子供たちにとって小・中学校をどういう環境で育っていくか、それは家庭環境でもあるでしょうし、地域環境でもあると思います。

私たちが江北町で生まれ育って、江北小・中学校へ行ってよかったなど、50年たった今でも江北小・中学校の思い出が残っております。ですから、そういう気持ちを現小・中学生にも持ってほしいという思いで、1つの部活動、例えば1つの種目をするだけでなく、そういう部活動、チームもですけど、同じ学年として、種目は違うけれども頑張るところをお互いに見せる、お互いから学ぶ、そういうのが、やはり机の上の勉強だけじゃなくて小・中学生には必要じゃないかなと。そして、自分にできることは何なのか、自分が生まれ育った地域に何か恩返しはできないかと。仕事や学校で離れていったにしても、やがて帰ってきて地域に思いをつなぐといいますか、そういうことも、今回、部活動のこういう目的を考えながら思ったところがございます。ですから、小・中学校時代の学校生活というのは人生においても非常に大事じゃないかなというふうに思います。

私自身も離れて生活しておりましたけれども、やはり地域、ふるさとというのは遠くに

あっても近くに思うもので、そういうふうに育ってきて、今現在の子供たちにも何かそういう通じるものがあるかなというふうに思っております。

(パワーポイントを使用)部活動の件で、こういうふうに話になっていますけれども、私も一町民として子供たちには、今回、部活が変わっていきますけれども、変わるのを契機に部活から離れていく、要するに経験をせず育っていくということじゃなくて、一人でも多くの児童・生徒が自分の能力を引き出すための活動として、文化的、体育的なそういう部活動を、同じ土地で生まれた同級生と一緒にこの青春時代を頑張っていく、結果がどうあるにしても一生懸命それまで取り組むという、そのすばらしい経験を担っているんじゃないかなと私は思います。

そこで、今回、学校から地域のほうに部活動が移っていくという非常に大きな時期を迎えておりますので、この時期に接したといいますか、この時期に巡り会った、特に今、中学1・2・3年生もそうなんでしょうけれども、今後、中学校に上がる小学校5年生、6年生、または中学1年生、2年生、中学3年生は来春卒業していきます。また新しいところで部活動も頑張っていくと思いますけれども、今のちょうど変わるこの時期にそれを捉えて、やはり子供たちのために立ち止まらずに継続して育てていくというのは町の責任ではないかなと、大人の責任ではないかなと。県でも話もあっていますが、指示があってからよりも一緒に頑張っていければと——もういいですか。そしたら。

○西原好文議長

いや、違う、違う。質問をされていないので、質問事項をまず聞いてから、質問表にある質問を聞いてから答弁に入りたいと思います。江頭君。

○江頭義彦議員

すみません、思いがありまして、話になりましたけど、そしたら先に進めます。

ということで、質問に入っていきますけれども、これは後で話を出したいと思いますので、まず1問目、中学校には今、部活として運動部、文化部どういうものがあるか、お話をお願いします。

○西原好文議長

答弁を求めます。山田町長。

○町長(山田恭輔)

本来なら教育委員会のほうで答弁を準備してもらっておりましたし、部活動ということで

いけば、所管は教育委員会だろうというふうに思います。もちろん答弁の内容も共有しております。先ほどの御質問についてだけいけば、教育委員会のほうで答弁してもらっていいかなというふうに思ったんですけれども、その前段として、基本的なお考えを御説明いただきましたものですから、恐らくそれについての答弁というふうなことなのではないかなと思っております。

先日開催されました、知事はじめ県内の20名の首長が集まりますGM21の中でも、出席しているのは全部首長ですから部活の地域移行ということが議論になりまして、幾つかの自治体がモデル事業ということで取組を今されているものですから、その説明もいただきました。私ども江北町は、モデル事業は今取り組んでおりませんが、私なりのといたしましうか、現在の江北町の考え方をその中でも発言させていただいたところでありまして。その中で、まず基本的に申し上げたいことが2つあります。

まず、1つですけど、先ほど江頭議員もおっしゃいましたけれども、今回の部活動の地域移行について、教員の多忙化対策としてだけで語られることについては、正直、私は大変違和感を持っておりますし、その旨、GM21でも申し上げました。もちろん、そういった側面もあるでしょうけれども、中には、もともとそのスポーツを御自身が大変好きで打ち込んでおられて、その中で指導されておられる方もいらっしゃるというふうに聞いておりますので、もちろん多忙化対策は否定しませんけれども、やはりそれだけで語ってはいけないだろうというふうに私は思っております。

先ほどありましたとおり、おかげさまで今のところ江北町は子供の数は横ばいですが、ただ、部活動が実施されている中学校については、今は県立中学校があるものですから、大変残念なことですが、中学校から県立中学校に通っている子供たちもおりますので、恐らく実質的には今減っているというふうに思っています。ですから、部活動も江北町だけではなかなか成立しないということもありますし、そうした人口減少といたしましうか、少子化、それともう一つは、やはり何よりも子供たちの関心の多様化ということに今の部活動というものが応え切れているかどうかということなんじゃないかなと思います。

先ほどの御質問でいけば、今現在、中学校の部活動は運動部が10、文化部が2ということで、教育委員会のほうで確認をしておりますけれども、そもそも部活動の地域移行という言い方の中には、私はやっぱり部活動ということ的前提に議論してはいけないというふうに思います。御承知のとおり、部活動は中学校ですから、先ほど御質問の中にも少し小

学校のお話もされたりしましたけれども、今、部活動とされているものの、部活動の地域移行というだけではなくて、さっきおっしゃったように、これからの子供たちのいろんな関心に応じていくということであれば、小学校時代、中学校時代のスポーツ、文化にかかわらず、その関心に町としてどういうふうに関わっていけるかという議論をもう少しする必要があるんじゃないかなというふうに思っています。

ただ、そういう中で、学校が関与するといいますか、もしくは町が関与するものだけでも、既に子供たちの関心を超えているというふうに思います。中には、芸能事務所に通っている子供もいると思います。また、将来プロになりたいということで、例えばプロの漫画家になりたいということで、もしかすると個人的に、もしくはどこかに出入りをして、そうしたことに打ち込んでいる子供たちもいるというふうに思います。実は私の知り合いで舞子になりたいと言って、中学校を卒業してからでしたか、京都のほうに移って修行を始めた知り合いもおったりしました。

ですから、部活動の地域移行ということよりは、これからの時代、いろんな子供たちの関心も多様化する、また、その受皿も多様化している中で、子供たちの関心に応えるために町としてどういうものに関われるだろうかという視点が大事だろうというふうに思います。

先ほどは、県や国の動きを待たずに先んじてとおっしゃいましたけれども、大変僭越ながら、既に今年度に入りまして、今申し上げたような観点で教育委員会と町長部局でいろんな検討といたしましょうか、整理をしているところであります。GM21の中でも申し上げましたけれども、現状認識を曖昧にしたまま検討を進めても、なかなかいいものはできないというふうに我が町はというか、私は思っているということをGM21でも言いました。ですので、先ほど申し上げたように、部活動はもちろんですけど、今、江北町の子供たちが学校活動以外でどういうものに打ち込んでいるのかというところを整理しようじゃないかということで、今整理をする作業をしておりますが、その手始めとして、部活動について現在どういう形態になっているのかというのを、県のほうがモデルパターンというのを整理してもらっているものですから、その中に、プロットしていったって、これからどのような進め方が必要だろうねという議論は既に始めさせていただいているというところをぜひ御理解いただきたいと思います。その上で、個々具体的な御質問ありましたら、この後は教育委員会のほうが答弁をしてくれると思います。

以上でございます。

○西原好文議長

江頭君。

○江頭義彦議員

ありがとうございました。

そして、1問、2問につきましては、出しておりましたけれども、前段のほうで少し熱が入りましたもので、飛んでいったりしたところがありますけれども、既に県のほうでもお話があつているということで、本町については、私がちょっと考えていることは、今、移行期間というのが令和5年から3年間ということで、図示してみましたら――。

(パワーポイントを使用) もう令和4年の後期に入ってきておりまして、実は令和6年に国スポが開催され、本町も会場になっております。ですから、この部活動の地域移行と国スポは関係ないかも分かりませんが、当局、教育委員会とかは非常に忙しくなられるだろうと。その中で、子供たちが十分納得して部活動を選んでいく、子供たちの部活動を地域の方はどう見ていらっしゃるのか、または学校の職員が部活を担当されるのか、その辺が全く見えない段階では、6年生、来春中学校に上がる子供たちにとっても不安になるのではないかなと。そういう気持ちで、全体像をこの画面のほうで位置づけをして、私の考え過ぎかも分かりませんが、今現在が令和4年で、国スポの準備もありますし、令和5年から地域移行に入っていけるのか。逆に、国スポが終わってから地域移行を始めますよと、それで子供たちへの準備期間とか、中学校に入っているいろんな、スポーツだけじゃなく、文化的な面だけでなく、学習ももちろんやります。その学習もやる中で、何かスポーツをして、それがきっかけとなって学習も伸びることがあるし、自分の一日のやりがい、生きがいというのも相乗効果で出てくると思います。ですから、簡単に部活動というだけで済まらずに、学校生活全体を見ながら、子供たちの教育というものも必要ではないかなと思いましたので、こういうイラストを出してみたわけです。

では、2023年から始まる休日の部活動の地域への段階的移行に向けた、もう想定されているならお聞かせ願いたいと思いますが、例えば、指導者の確保とか、場所の確保とか、予算について当初考えてあることがございましたらお聞かせ願いたいと思います。お願いします。

○西原好文議長

答弁を求めます。坂元こども教育課長。

○こども教育課長(坂元弘睦)

江頭議員の御質問にお答えしたいと思います。

来年度から始まる休日の部活動の地域への段階的移行に向けた町の考え方はということでございます。

先ほど町長のほうも少し答弁をしましたが、まず、この部活動の地域移行については、国のほうが中学校の部活動について、2025年まで、令和8年度までに段階的に学校から地域のスポーツクラブ等へ移行をしていく方針というのを示されました。佐賀県においては、令和3年7月にSAGABUKATSUミライプロジェクト委員会というのを立ち上げられて、先ほど町長も言いましたが、モデルパターンというのを提示されております。

現在、本町においては、現在の部活動の現状の整理、それと県から示されたモデルパターンの分析、それと町のスポーツ協会、総合型スポーツクラブ等の関わり方などについて協議を進めているところでございます。

町においては、この移行期間3年間において部活の地域移行を進めていきたいというふうに考えているところでございますが、来年度に推進検討委員会——これは仮称でございますけど、そういった組織をつくって、その中において、先ほど議員が言われました指導者の確保とか、謝金の問題とか、その辺については整理をしていきたいというふうに考えております。

以上であります。

○西原好文議長

答弁を求めます。吉田教育長。

○教育長（吉田 功）

江頭議員の御質問に補足をしてお答えをしたいと思います。先ほど町長の答弁の中に正確な現状認識というお話がございました。中学校の校長先生はじめ、先生方ともお話をこれまでしてまいりました。議員も御経験豊富な方ですし、部活動の果たす役割等についても協議をしておりましてけれども、特に今年8月に九州大会、全国大会に出る剣道部、それから空手道の競技をやっている生徒さんに表敬訪問をしてもらいました。特に空手道競技については、部活動の要請が以前ございましたけれども、やはり学校側に余力がないということでお断りをせざるを得なかったという経緯もあります。そういう面からすると、当初は江北中学校の部活動を地域にスライドするというような考え方がともすればありましたし、県のほうからも例示をされている11のパターンというのを先進的に取り組まれているところから

出されておりますけれども、ただ単に部活動を地域にスライドするということだけではなくて、先ほどの空手道とか、あるいは、いろんな文化面でも新たなことに取り組みたいというような子供たちもいるようでございますし、そういう中では、複数のスポーツをシーズン制にしたり、あるいは、いろいろなスポーツに親しみながら自分の適性を見つけていくというようなことで、学校教育だけではなくて、むしろ生涯スポーツ、あるいは生涯学習という面から、受皿を幅広く捉えていくような形を取っていくことが必要じゃないかなというふうに考えておりますので、先ほどの具体的な動きについては課長が答弁したとおりでございますけれども、今後そういう視点を持って取組を進めていきたいと考えております。どうかよろしく願いいたします。

○西原好文議長

江頭君。

○江頭義彦議員

どうもありがとうございました。

今、課長と教育長からお話しありましたので、もう準備のほうは万端といいますか、来年からの移行期間で、本年度そういう会を持って話合いとか推進をされていくということですので、子供たちもどうなるかなという不安を持ったりしているかなと思いますので、そういうのは早めに示していただければ、小学校でいろんな習い事とかやっている子供たちも、それがいずれは中学校選択ということにもですね、例えば、中学校ではその部がないとか、その部の指導者が学校の職員なのか、地域の方なのかによって保護者の考えが変わってくるか、いろんなことも出てくるかと思えます。

今の御答弁でも、今年度、今現在というふうに表示しておりますが、来年4月からでも進んでいけるのか。子供たちは待たなしです。子供たちはある意味、進学して中学校に入っていきます。その前の段階で、今年の冬ぐらいから、例えば受験先を選ぶとか、そういうこともありますので、国スポの準備等で大変お忙しいだろうと思いつつながらこの図を出させていただいたところです。特に私のほうから……（発言する者あり）何かありましたらお願いいたします。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し答弁を求めます。坂元こども教育課長。

○こども教育課長（坂元弘睦）

それでは、議員の再質問にお答えしたいと思います。

スケジュール的なものですが、先ほど議員が言われましたけど、来年4月からすぐに地域に移行ということは考えておりません。現在も5つの部活で6名の外部指導者の方が指導をされていますけど、そういったこともモデルケースとして分析をさせていただいた上で、先ほど申しましたように、来年度、この地域移行に関する検討委員会を設置させていただきたいと思います。その中で、先ほど議員が言われました指導者の確保ですとか、会場の確保等の検討項目を整理させていただきたいと思います。

その中で、基本方針といいますか、地域移行に関する基本方針を定めて、令和8年度までには全部の部活でできるかできないかというのをそこで検討させていただくようにはなると思うんですが、令和8年度の4月から地域移行できる分があれば地域移行をさせたいというふうに考えております。

先ほどから議員のほうで、国スポのほうと少しお話がっておりますけど、この国スポに関しては部活の地域移行とはかけ離して検討したいというふうに思っております。

以上です。

○西原好文議長

江頭議員、今の1問目をもう納得されたのであればここで切りたいと思いますが、まだ質問ありますか。——よろしいですか。

そしたら、ここで江頭義彦君の一般質問中ではありますが、昼食のためしばらく休憩したいと思います。

なお、再開後は引き続き江頭義彦君の一般質問から始めますので、よろしく願いいたします。

13時30分から再開したいと思います。よろしく願いいたします。

午前11時58分 休憩

午後1時30分 再開

○西原好文議長

再開します。

それでは、午前中に引き続き2番江頭義彦君の発言を許可いたします。よろしく願いいたします。

○江頭義彦議員

江頭義彦です。どうかよろしく願いいたします。

後半20分しかございませんので、4問ほど質問させていただいていましたけど、1・2問については一緒に答えていただいていたかと思います。

水門の電動化を進めてほしいという各地区からの要望も出ておりますので、そういう意見を集約して今回ここで出ささせていただきました。操作に当たられている方は、大雨が降ったり、雷が鳴ったり、条件的に悪いときに水門のほうに出ていかれて重労働をされると。一般にお勤めの方はそういう役はできませんので、退職された方等が各地区の係になっておられるようです。お話を聞くと70歳以上とか、80歳とかいう方もいらっしゃるということで、実は昨年ですかね、牛津のほうで機械に巻き込まれて亡くなられたという事例もあっております。その現場自体は本町と仕事内容は若干違いますけど、各ゲートに実際出ていかれる方もたくさんいらっしゃいますので、電動化にできないかということで、実は昨年、2基電動化になって、その電動化に1,700万円という費用がかかっております。そう簡単にはできないかと思いますが、やはり命には代えられませんので、何かいい施設といいますか、いい方法はないかなと思ひまして、今回幾つか調べましたので、それをお話しさせていただきたいと思ひます。

今、1号・2号・3号水路が私の自宅付近にあるんですけれども、町を全体的に見まして、全部把握できているわけじゃないんですけれども、質問させていただきたいと思ひます。

各水路にゲートといいますか、大雨とかに際して、ゲートを上げて水を流すとかいう、そういうゲートは各水路に何か所ぐらいあるのか、また、その中で電動化されているところは何か所ぐらいあるのか、まず最初にお尋ねをしたいと思ひます。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し答弁を求めます。武富基盤整備課長。

○基盤整備課長（武富 元）

江頭議員の御質問にお答えしたいと思います。

まず1点目、各水路にそれぞれゲートは何か所ぐらいあるのかということでもありますけれども、町内全体で農業用のゲートにつきましては250か所程度存在します。排水対策における水系ごとの主要水路に付随するゲートにつきましては146か所存在します。水系ごとにいいますと、畑川水系が30か所、古川水系が32か所、佐留志水系で37か所、惣領分水系が47か所でございます。

2点目の各水路のゲートは、いつ、どこが電動化されたのかということでもありますけれども、まず、今現在、電動化を行ったのは全部で6か所です。そのうち5門が排水機場に属する、排水機場から一番近いゲート5門については、まずされております。それと、昨年、西古川の排水機場のところはしているんですけども、それで5か所ですけども、惣領分川のほうで1か所しております。排水機場関係で5か所と河川で1か所の全部で6か所となります。

設置された年度でいいますと、朽木のゲートにつきましては、ここは4連でございますけれども、4門ゲートがありますけど、そのうち1門は平成21年に行っておりまして、もう1門が平成25年、合計で2門。

鳴江も4連でありますけれども、こちらも平成21年と25年に1個ずつして2門。

城ノ井につきましては、こちらはエンジン式が1台ありますけれども、エンジン式につきましては平成10年の土地改良の適正化事業でされておりますけれども、それが1門と、平成21年にこちらは電動化が1門、城ノ井は3連で2門ですね。

大西につきましては2か所ございます。1か所に2連ずつ、2門ずつありますけれども、全部で4門ですけども、そのうち2門は平成21年に行っておりまして、残り1門が25年度に行っております。

先ほど言いました西古川につきましては昨年実施しておりまして、こちらは2連ですけども、そのうち1門を昨年しております。

惣領分川にありますゲートにつきましては、こちらは3連ですけども、昨年1門を電動化しております。

以上であります。

○西原好文議長

江頭君。

○江頭義彦議員

ありがとうございました。

最初に取り付けがあったのが大体平成21年ということで、もう十何年たっているかなというふうに思いますけど、そのゲート、門がかなりある中で、それぞれの水路で一番下流の部分を整備されたのかなと思います。あと、ずっと上の上流に行くに従ってまだできていないということでございますので、今回幾つか調べてみました。

(パワーポイントを使用)これが水路の操作をされてあるところですけど、牛津江で昨年事故が起きたところの記事を読んでいますと、こういう写真が載っていましたので、これを引用させてもらっています。実際は水門操作、ハンドル式とか3種類ぐらいあるんですけど、巻くような形で、やっぱり高齢者にとってはかなり重たい、重労働になるんですね。そのときが雨天時だとか、天候が悪いときとかも当然ありますし、早く作業の電動化のほうができないかなというふうに思っているところです。

危険性ということで、その担当になられる地区から出られる方については、仕事を退職された方が主に担ってあるということで、近所のそういう作業をしてある方にもお話を聞きました。非常に天候も悪いときの作業で、過重といいますか、非常に重たくて、高所作業になるので危ないと。しかも、それを七、八十歳の方が担ってあるということで、何かいい方法はということで全国的に調べたんですけども、すぐ近くでは福岡県の筑後川の佐賀～八女線のほうでそういう水門を改良されたところがありましたので、その写真を撮ってきました。

(パワーポイントを使用)電動化が高額になることで進まないということであれば、ほかに方法はないかということで調べたのがこれです。水門の軸のところにこういう器具をつけて、下のレバーは手で回すこともできるんですけども、上のほうにちょっと穴が開いていますけど、そこにドライバードリルを差し込んで回転させることができると、こういうふうな仕組みになっています。

充電式ドライバーで動かす場合は、今、写真のように上に差し込んで、それで充電が切れたりとか、また、手動でも、途中で切れてしまったりする場合には、下のほうに軸がありますので、下のほうの本来今使っているレバーを回転させればよいということです。

これがですね、写真では右のゲートの上に乗って、3種類ぐらい回し方はあるんですけど、大きな鉄の棒で軸をぎこぎこ動かしてゲートを上げると。それに対して、今、私が説明いたしましたのは左手の方で、そのゲートにも上らずに、下からドライバードリルでがあとするとやっぱり動きも早いということでした。電動化と比較しても費用が1台100万円ぐらいでできるということで、これはいいなと思ひまして、ここに出しているところです。

これは、その器具を今現在ある水門のところに取り替えて設置すれば、新しい使い方、今のゲートにも大幅な改良はしないことができるということでした。

これは筑後川水系のところにも新設されたものでしたので、そこも参考に写真を撮ってきま

したけど、山の井水門というところで、町内にはゲートに上がるところにこのような階段がないところもありまして、はしごになっているところもありますので、この機械ができないにしても、上るはしごから階段に替えていただだけでも大分安全じゃないかなと思いました。

これは3号水路の本町のものなんですけれども、はしご式になっていまして、それぞれゲートが3門とも違った方法で上げるような仕組みになっています。

これが先ほどの新設されたところの水門を、少し距離を置いて撮影したところですけども、参考になりましたのは、こういう防水壁みたいなのを、ずっと水位が上がって土手のほうから落ちないように、こういうふうな高さの、五、六十センチだったと思いますけど、コンクリート塀もしてありました。それも参考になるかなと思いました。

それから、上ったところにそれぞれの場所に、こういうソーラーの照明もありました。多分、作業が夜間になったりとか、雨天の場合はいつそういう状況になるか分かりませんので、こういうソーラー式のライトもありましたので、写真を撮ってきたところでございます。

そしたら、現在、電動化の要望とかは各地区の操作員さんからは出ていないのか、それぞれ大きな水路がございますけれども、作業されている方から私のほうはそういう声を聞きませんので、3番の要望が上がっていないかどうか、お願いします。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し答弁を求めます。武富基盤整備課長。

○基盤整備課長（武富 元）

江頭議員の3点目、電動化の要望は各地区からの操作員から上がっていないのかということでございますけれども、直接、操作員さんからも上がってはおりますけれども、今年5月末に開催した水系ごとの排水対策連絡協議会におきまして、速やかに排水操作に対応するためにゲートの電動化について要望が上がっております。

○西原好文議長

江頭君。

○江頭義彦議員

ありがとうございました。電動化に対して要望が上がっているということで、実際それぞれの水門といいますか、水路で、どのくらいの要望までかはちょっと私も把握しておりませんが、それを全て電動化、昨年行われたように取り組むとなると、1基が七、八百万

円ということですので、やはり経済的には無理かなど。ですから、要望が出たところ、年に何基ずつできるか分かりませんが、やはり5年、10年と上がってくるかと思っておりますので、こういうちょっと紹介しました新しい商品もありますので、その辺はぜひ御検討していただいて、各地区からの要望も併せて御検討していただければというふうに思います。

○西原好文議長

江頭議員、時間が来ましたので。（発言する者あり）

時間が来ていますので、簡潔にお願いいたします。武富基盤整備課長。

○基盤整備課長（武富 元）

質問でありますけれども、先ほど議員のほうからも提案といいますか、電動のインパクトドライバーで開ける装置を見せていただきました。うちの課のほうでも把握をしております、調べているところであります。金額的にも100万円から150万円ということでありました。何か対策できないかということで、基盤整備課ではなかったんですけれども、地域振興課の中で多面的機能支払交付金というのがあると思います。各地区で行われている事業でありますけれども、その中の長寿命化のメニューで対応ができるのではないかとということで、今、地域振興課のほうでそういうふうに聞きましたので、もしそういった事業が活用できるのであれば、いろいろ制限もありますけれども、例えば、メニューを変更せんばいかんとかいろいろあるそうでありますけれども、そういった事業を活用して、ぜひそういったふうに電動ができればというふうに考えております。

以上です。

○西原好文議長

江頭君。

○江頭義彦議員

そしたら、各地区のそういう御意見を集約していただいて、ぜひよろしくをお願いいたします。どうもありがとうございました。

○西原好文議長

2番江頭義彦君の一般質問をこれで終わります。

しばらく休憩いたします。再開14時5分。

午後1時54分 休憩

午後2時5分 再開

○西原好文議長

再開いたします。

3番金丸祐樹君の発言を許可いたします。御登壇願います。

○金丸祐樹議員

皆さんこんにちは。それでは、通告に従いまして、3番金丸祐樹、一般質問をしていきたいと思います。

今回の一般質問は、小学校のプールについてでございます。

小学校のプール授業については、全国的に老朽化や管理費、改修に係る費用の面から廃止する学校が増えていると聞いております。民間の利用も盛んであり、屋内プールを利用し、インストラクターの指導により充実した授業内容ができるそうです。

ただ、我が江北町では民間の屋内プールまでの距離も遠く、現時点では、今ある既存のプールで小学生に泳ぐ運動、浮く運動を指導しながら、水への不安感を取り除くなど体や心に必要な授業だと考えております。さらに、我が町ではまだ水害も多く、小学生の子供の頃から泳げるようになるということは、身を守るためにも必要なことだと考えております。

そのような中で、4問ほど質問をしていきたいと思います。

早速1問目行きます。

小学校にプールが設置されたのはいつか教えていただきたいです。それでまた、設置され何年になるかまでお願いいたします。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し答弁を求めます。坂元こども教育課長。

○こども教育課長（坂元弘睦）

それでは、金丸議員の御質問にお答えしたいと思います。

小学校のプールについての御質問だと思います。

小学校のプールについては、昭和33年に公認プール、補助プールのほうを設置しております。それから64年が経過しております。

以上であります。

○西原好文議長

金丸君。

○金丸祐樹議員

昭和33年に建てられており、今64年たっているということですね。かなり長い年月がたっております。

それで、そのまま2問目行きたいと思います。

今現在、プール内の壁のペイント及び底が剥げておりますが、この補修、改修はいつされたのかを教えてくださいたいです。それと、改修されてどのくらいの日にかがたっているのかもお願いいたします。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し答弁を求めます。坂元こども教育課長。

○こども教育課長（坂元弘睦）

それでは、2問目の御質問にお答えしたいと思います。

プールの壁のペイント及び底の補修はいつされたかということですが、大プールについては平成6年に内部の塗装工事を行っております。28年が経過をしております。それと、小プールの内部塗装工事については平成7年に工事のほうを行っており、27年が経過をしております。

以上であります。

○西原好文議長

金丸君。

○金丸祐樹議員

大プールのほうは28年たっており、小プールが27年たっております。今現在、大プール、小プール、プールの中を確認されたことはありますか。

今から写真をちょっとお見せしますね。では、ちょっとモニターをお願いいたします。

（パワーポイントを使用）これ今、階段から上がって東側からプールの中をのぞき込んでいる状況で、先ほどプールの中の壁、ペイント、これはいつされたかと。大プールはされてから今28年たっているということなんですが、この青く今映っている部分がペイントされた部分なんですよね。この辺が剥けている部分ですね。ここもちょっとひび割れが入っていますけど、底のほうですけれども、ちょっと光で見えにくいんですが、これが底ですね。ここが、下りて1段階段があるところです。ここら辺が青くペイントがあって、残りは剥げてしまっているという状況です。

それで、ちょっと一旦こっちへ戻ります。

今このような現状なんです、実際、学校行ってプール内を調べて、そのとき先生に立ち会ってもらい、実際これは今どうなのかとお聞きしました。そしたら、もうペイントは剥げてしまって、壁のほうもひび割れてしまってけがをしているんだと、けがをして血を流しているんだと。正直僕はびっくりしたんですが、床のほうもペンキが剥がれてしまってざらざらしてしまっていると。それでいて、ひび割れについてはシリコンを自分たちで塗っているそうなんです、それもしばらくたつと剥がれてしまうと。あとは子供たち、その中で泳ぎますから、どうしても剥げてしまいますよね。その中で、今度はプールのろ過器もすぐごみがたまってしまうような状況であると。そしたら、ごみがたまってしまうので管理が大変だと言われておりました。でも、ある意味裏を返せば、ペンキとか、今現在、下の砂とかがどんどん舞い上がっている状態で小学生がプールで泳いでいるわけですよね。それと、その壁が剥がれているせいで、ターンをする際に壁でけがをしてしまうと。このような現状についてどんなお考えでしょうか、お願いいたします。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し答弁を求めます。坂元こども教育課長。

○こども教育課長（坂元弘睦）

再質問にお答えしたいと思います。

教育委員会のほうでも、今年度のプールの授業が始まる前、プール掃除の前ぐらいに、担当と私も教育長のほうもプールの確認に行きました。やはり大分、内側の壁とか床が剥がれているなという印象を持って帰ったところです。

その後、県のほうを通じて有効な財源確保ができないかということで、国庫補助事業のほうの協議を教育委員会のほうで少しさせていただいております。やはり教育委員会としては、子供の安全・安心を確保するためにも、予算要求まで含めて、ただいま検討しているところです。

以上です。

○西原好文議長

金丸君。

○金丸祐樹議員

答弁ありがとうございました。今予算を検討されているということで非常にありがたいと思っております。プール、あと9か月ぐらいですか、来年もまた始まりますので、ここはぜ

ひ早急な対応をお願いしたいと思います。

次、3番目の質問行ってよろしいでしょうか。

○西原好文議長

はい、どうぞ。金丸君。

○金丸祐樹議員

3番目、フェンスの目隠しを改善できないかということで載せております。それとあわせて、フェンスの老朽化についても少々お話をしていきたいと思います。

現在、フェンスの目隠しをプールの時間の間されております。目隠しをしているところが、プールの南側から西側の半分ぐらいまでをされているそうなんです、今までいろんな策を講じられたそうです。黒いスクリーンを張ったりとか、ビニールを張ったりとか、現在テント——運動会とかで使う分厚いテントを、これは教育委員会のほうから渡されたと聞いておりますけど、それは間違いないですかね。かなり分厚いテントで、そのときに購入されたものですよね。

そのテントなんですけど、実際、重いテントをフェンスに張って、目隠しにはなっているんですが、周りの近隣の住民の方から少々苦情が出ておまして、風が吹く日は音がうるさいと。それとは別にもう一つ、学校の先生が言うには、かなりテントが重いので、風が吹くと、テントをしているとフェンス自体が動いてしまうらしいんですね。危険であるということも言われておりました。

このフェンスについてなんですけど、もういろいろは言いません。これから先、今使っている分厚いテント、毎回張るのも管理も大変とっておりました。これについて何とかならないかなということで質問をしております。お願いいたします。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し答弁を求めます。坂元こども教育課長。

○こども教育課長（坂元弘睦）

それでは、3問目のフェンスの目隠しの改善ができないかという御質問にお答えしたいと思います。

先ほど申されました分厚いテントの幕については、今年6月8日に教育委員会のほうで設置をさせていただきました。その後、授業があつているときに、風が強い日には我々も確認に行ったんですけど、少しばたつきがあつて音も出ていることも確認をしております。やは

り少し強い風が吹くと、フェンスの基礎部分といいますか、そちらのほうにも少し力が加わって危ないなというようなことも確認しております。

今回については、やはり子供たちが外から見られるというのを早急に対応したいためにそのような措置を取りましたが、そのような課題も見つかってきておりますので、幕をする前に、農業用の寒冷紗ですか、少し網目があって風が通る黒いやつがあるんですけど、それを以前されているということもあって、できればそちらのほうを予算要求させていただいて設置を考えたいと思っております。

ただ、東分～祖子分線南側については、もうフェンスのほうでしてありますので、ちょっと下のほうが10センチほど空いておりますので、その辺の目隠しだけ少し考えたいというふうに思っております。

以上です。

○西原好文議長

金丸君。

○金丸祐樹議員

それでは、質問に入る前に、もう一回モニターのほうをお願いいたします。

(パワーポイントを使用) 今のフェンスの関連なんですが、教育委員会の方はフェンス、プールの中、確認をされたそうなんですが、6月8日にテント設置とありますが、これは実際、おとといの写真です。フェンス内、このようかなり昔からついている針金が、写真では3枚ほどしか撮っておりませんが、実際西側にこのような針金が7か所か6か所ぐらいプールサイドについておりました。この針金、私ちょっと奥のほうにこれをぐっと入れてすぐ取ってくださいと言ったんですけれども、このような状態でプールサイドで子供たちが授業を受けていると。これはもう多分、壁になんかかかったり走り回ったりする児童もいると思います。これは水着を着ていて、男子児童は多分、上半身裸なので非常に危ないですので、もちろん先生方もしっかり見るべきだったんでしょうけれども、いろんなものの設置であったりとか、プールを確認しに行かれたそうなんですけれども、こういうのもしっかり見てほしいなとは思っております。

それにあわせて、通告には載せていませんけれども、ちょっと紹介をしておきます。もう一点写真があります。

(パワーポイントを使用) この写真は東側からプールのほうに4段ぐらいの階段を上って

上がるんですけども、この階段を上がるすぐ左を見たら、このように更衣室の裏ですか、裏のスペースにがらくたが置いてあって、ここの右側に見えるのは鉄パイプなんです。これはかなり大きいです。プールの一番上のフェンスまでこれは届いております。なんかかかっております。こういったのも、子供たちがプールの授業を受ける際はやっぱり気持ちいい環境でさせてあげたいなと思うので、この辺を何とかしていただきたいというのがあります。

以上です。戻っていいですか。

答弁ありがとうございます。フェンスの目隠しについては、農業用の少し穴が開いた黒いスクリーンですね、それで対応していただけるということで、今10メートルから15メートルぐらいしか目隠しをされておられません。どうしてなのかなと思っているんですけども、もしするのであれば、私としては西側、全体的にするのがいいんじゃないかなと。北側については、多分あそこまで入る人はなかなかいないだろうと思っておりますので、できれば西側全部そういうふうにして、日よけ対策にもなりますので、そこはぜひお願いしたいと思います。

続いて、4番行きます。これは以前にも申し上げましたが、熱中症対策ということで質問を出しております。

これは日よけ等が必要ではないかということで今出しておりますが、こちらも一旦写真を見てください。では、お願いします。

(パワーポイントを使用) これは小学校西側の待機所、具合が悪くなった児童とか指導者の方が休憩する場所ですかね。これは小さい日よけで、多分3人ぐらいしか座れないんじゃないかなと思っております。ここの下に、今、竹の棒が二、三本置いてあるんですけども、これは何をするかといえば、ここの日よけの上にシェード——天幕を張って、ここに竹の棒を立てて、これで日よけを作っているそうなんですけど、実際話をされていて、非常に不安定だと先生がおっしゃっておられました。教務主任の方だったと思います。これは、そのほか日よけになるものがなくて、今、学校プールの授業の際は、コロナ対策もありまして、一旦運動場のほうで準備運動をして、その後、着替えてプールサイドに上がってプールの授業なんですけど、これから先かなり、どんどん今暑くなっておりますので、こういった日よけ対策はお金をかけずともいろいろあると思います。ただ、竹の棒で今ちょっとインスタントでやっているというのがどうしても不安定だなと思いつつ、何かいい知恵はないかということで答弁をお願いいたします。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し答弁を求めます。坂元こども教育課長。

○こども教育課長（坂元弘睦）

それでは、4問目の熱中症対策、日よけ等が必要ではないかという御質問でございます。

教育委員会のほうでも確認をさせてもらっておりますが、先ほど議員が言われたとおり、今は西側のベンチがある日よけスペースですね、あそこで竹の棒を支柱代わりに立てて、そこで日よけを作っているという状況を確認しております。

教育委員会としては、例えば、体育祭用とかで使っているテント、ただ、これについても支柱がステンレスとかですので、そこが少し熱い部分があるんですけど、強度のほうについては今の部分よりもそちらのほうが強いのかなと思っておりますし、例えば、キャンプ用の簡易テントにタープをつけたりとか、日よけについては来年当初予算までに少し協議をさせていただいて、予算要求もほうもできればしていきたいと思っております。

それと、先ほど少し危険な箇所について議員のほうから写真のほうがございました。我々もプールを見に行ったとき、そちらのほうまで目を向ければよかったんですけど、なかなかそこが気づかず、大変申し訳ないと思います。学校の現場でも見回りは実施をしていただいていると思うんですけど、そういった箇所があったということで、再度点検、見回りのほうを徹底したいと思っております。

また、今回、危険箇所があるということで、できれば教育委員会のほうに後ほど来ていただいて、今週にでも至急撤去のほうをしたいと思っております。よろしく申し上げます。

○西原好文議長

金丸君。

○金丸祐樹議員

熱中症対策のテントであったりシェードであったりについては、またいろいろ検討されて、何が一番いい方法なのかを考えてやられてください。

皆さん、江北小学校卒業の方は多いと思います。その中で、プールの授業は多分誰に聞いても楽しかったねという思い出があると思います。今の子供も同じで、昔は2学期入ってからも、夏休み明けてからもプールの授業があっていたんですが、今はもう13こま、恐らく1学期だけで終わるのかな、たしか6月、7月だけですよね、短い期間です。その中で、子供たちにきれいな環境というか、整った環境で泳ぐことを学ばせてあげたいと思っております。

以上で一般質問を終わります。

○西原好文議長

3 番金丸祐樹君の一般質問をこれで終わります。

しばらく休憩いたします。再開14時40分。

午後 2 時27分 休憩

午後 2 時40分 再開

○西原好文議長

再開いたします。

4 番井上敏文君の発言を許可いたします。御登壇願います。井上君。

○井上敏文議員

5 番井上敏文でございます。大変お疲れさまでございます。ただいま議長から登壇の許可をいただきましたので、通告に従い、一般質問を始めさせていただきます。

質問の1点目です。駅北口の整備について。

本文に入ります。町長1期目の公約に、「肥前山口駅北口再開発で町の玄関口のにぎわい復活」と掲げてあります。このことを踏まえ、駅北口の整備については、現在、県道南側の歩道が整備され、以前、マーケット街と言われたところはコンテナショップ「エキ・キタ」に生まれ変わり、町内外からも注目をされております。

このエキ・キタの営業については、現在、試行錯誤されている段階であると思いますが、エキ・キタ商店街組合の方でアイデアを出しながら、今後エキ・キタ地区のにぎわい復活に取り組んでいかれていくものと思います。

この駅北口について、町長が言われている「肥前山口駅北口開発で町の玄関口のにぎわい復活」とは、県道北側の沿道地区の整備も含まれているのではないかと思います。平成28年9月議会で、駅北開発計画、あるいは再開発計画を進めるべきではないかという質問に対し町長は、江北町全体の地域振興の観点からも駅北口の再整備というのは考えられるべきと思うと、このように答弁されております。県道北側については木造の建物が建ち並んでおりますが、その中で現在、一部元店舗の所有者から土地、建物の寄附の申出があっており、町はその寄附を受け建物を除却するとしております。

この駅北口の状況について、パワーポイントで説明をしていきたいと思っております。

(パワーポイントを使用) 駅北口の整備についてということで、パワーポイントで説明し

ていきたいと思えます。

駅北口については、以前このようにマーケット街と言われる木造建物がありましたが、これを歩道整備するというので、県のほうで歩道整備の一環として除却をされ、そして、向こうのほうに、駅舎に近いほうにコンテナショップ「エキ・キタ」が設置されました。

これは反対の西側から見た写真であります。こういう形のものが、現在こういうふう生まれ変わっております。これがコンテナショップ「エキ・キタ」ですね。トイレもリニューアルされました。

県道の南側については、このように整備が進んだところではありますが、一方、この県道の北側について、一部足場が立っておりますけど、ここに元商店がありました。これが解体をされております。

こういう状況の中で、これは航空写真ですけど、駅の北口コンテナショップ「エキ・キタ」、この分が整備されて、県道の南側については整備は進んできたと思うわけですが、一方、この県道の北側について、現在解体中ではありますが、この北側沿道沿いを整備していったらどうかというような提案であります。町長の以前の答弁の中にもこの分も含まれるというふうに解釈をしたところがあります。――戻してください。

この建物の除却をするということを踏まえて、こういうことに鑑み、これを契機として、町主導によりエキ・キタ、いわゆるコンテナショップと一体となった駅北整備構想を立てて、地域と一緒にその整備に取り組んではいかがでしょうか、町長の所見を求めたいと思えます。

○西原好文議長

答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

井上議員からは駅北再整備によるにぎわい復活ということについて御質問をいただきました。

先ほど写真のほうを御紹介いただきましたけど、つい1年ほど前まであつた風景でありましたのが、本当にこの1年間の間に駅北の風景は劇的に変わったのではないかというふうに思っております。

駅北口の再開発については、井上議員はじめ、8番議員からもかつて御質問をいただいたこともありますし、この議会の中でもその景観について御紹介をさせていただいておったか

と思います。

先ほど御提示いただきました私の1期目の公約の中には、「肥前山口駅北口再開発で町の玄関口のにぎわい復活」というふうに掲げておりました。

この再開発というのは、当時私なりの考えとしては、やはり何か公共事業といたしましうか、国でありますとか、そうした財源を活用した上での事業ができないかということ当初想定しておりましたものですから、就任後、その具体化についていろいろ調査を行ってきたところでもあります。

そうした中で、井上議員も御存じだと思いますけれども、そうしたいわゆる市街地再開発的な事業を実施していくためには都市計画決定が必要ということでもあります。御存じのとおり、我が江北町は準都市計画区域ということなものですから、グレードアップといたしましうか、やはり都市計画決定というのが必須になりますということ議会でも御説明をいたしたところでもあります。

それ以来、事後ですね、県とも都市計画決定に向けて協議を重ねてまいりましたけれども、大変残念ながら、現時点でいえば江北町の都市計画決定の要件には該当しないという結論に至ったわけであります。このことについては改めて申し上げるまでもなく、令和3年3月議会の一般質問において、質問者は井上敏文議員が都市計画決定策定の現状はということ御質問をいただいております。その中で、当時の田中政策課長が答弁をいたしております。

少し御紹介いたします。都市計画決定ですけれども、井上議員は御存じだと思いますけれども、都市計画の区域の作成、区域指定については基本的には県が行うものでありまして、県が原案を作成し、町の意見を聞きまして、県の都市計画審議会のほうで審議をされ、国の同意を得て都市計画が決定する手順となっております云々ということになっておりまして、結論的に言えば、今の状態では、江北町における都市計画区域を指定するためには、現時点では都市計画法に規定する要件を満たすことが難しいという判断を県のほうでされておられますというのが、令和3年3月議会の井上議員の一般質問に対する答弁でありまして、これに対して井上敏文議員からも、都市計画の状況は分かりましたという発言をいただいております。

というように、残念ながら都市計画決定を前提とした各種公共事業というのがなかなか難しいということが、令和3年3月の時点で申し上げたとおりでありました。ただ、御存じのとおり町制70周年も迫ってございましたし、それこそ西九州新幹線の暫定開業ということもあ

りましたもんですから、そうした時間的な制約がある中で、ぜひ70周年に間に合わせる形で駅北口のにぎわい復活ができないかということで事業を進めてまいったのが、今のエキ・キタということになります。

当然、こうした経緯も御存じの上で井上議員御質問をいただいているということは、駅北のにぎわい復活がこれでは足りないという御趣旨ではないかなというふうに思っております。

先ほどありましたとおり、国の大きな財源は得られずとも、そうした事業をすべしというお考えもあるやに思いますけれども、今議会冒頭で申し上げましたように、やはり我が町としては、小学校、中学校の改修、改築という大きな財政需要というのが控えておりますし、同じ駅でいきますと、本来なら70周年に合わせて実施をしようと思っておりました化粧直し、これについても、雨漏りの対策という少し大がかりな対策を取らんといかんようになったもんですから、やはりここを私どもとしては優先させていただきたいというふうに思っております。

さはさりながら、先ほどから御紹介いただきましたとおり、県道南側の家屋については、今回、居住者の方の移転、転居、また、家屋の解体というところにやっとたどり着くことができました。御存じのとおり、数年と言わないほどあつた状況が続いておりましたけれども、今回契機となりましたのは、御親族の方から、やはり居住者の方の安全について心配をされておるといことでありましたもんですから、千載一遇という言い方が適切かどうかは分かりませんが、やはりここでこの課題については解決しなければ、またそれこそ、居住者の方の安全をはじめ現状が維持されてしまうということで、もちろん御本人の御意向は前提でありますけれども、御親族、それと、役場内でいきますと特に基盤整備課、それと健康福祉課、また、地元の民生委員さんをはじめ地域の方、そしてさらには、解体が始まりましたからは県の御支援もいただいて、まさに連携プレーということでここまで至ったところでもあります。今日も恐らくお越しになるときに御覧いただいたというふうに思いますけれども、解体も順調に進んでおりますし、御存じのとおり、その隣の病院についても町内に移転、新築をしていただいております。そういう意味では動き出したかなという感覚は持っております。

ただ、井上議員が御指摘のように、公共事業としてというようなことは、今の町の財政状況、また、いろんな課題の優先順位からいけば、私としては、やはり子供たちに直接関わる学校改修、それと、まさに町の玄関口である駅そのものの改修などにまずは傾注をさせてい

ただ、そうした中でも、そうした状況の変化というのは今回の件をきっかけに多分いろいろ民間でも動きがあるんだろうというふうに思います。ですから、そうした情報もきちんと取りながら、また、そうした動きにも町としては連動して、できればさらなるといましようか、そうした周辺環境の整備がなされればというのが私なりの今の考え方であります。

せっかく駅北について御質問いただきましたので、この場を借りて1つだけ御報告をさせていただきます。

今回、駅北の整備をいたしました東側のJRの駐車場であります。

以前は20分無料ということで取扱いされておりましたけれども、なぜか駅北の整備に合わせて20分無料という措置がなくなっておりました。これは私はやはりエキ・キタ利用者の方にとっても大変マイナスであるというふうに思いまして、その後、JRに事務方からも要請をしておりましたけれども、なかなか進まなかったものですから、私、直接、古宮社長にもお会いをして、直談判と言うとちょっとおこがましいですけれども、お会いをした機会に直接お願いをいたしまして、やっとこのたび9月21日から、駅北東側駐車場については20分間無料の措置をまた復活していただくということになりました。

そういう意味でも、コンテナショップ「エキ・キタ」の御利用の皆様方の利便性もさらに向上するものというふうに思っておりますので、繰り返しになりますけれども、そうした住家の解体、また、こうしたコンテナショップ「エキ・キタ」の利便性の向上などを含めて、これからもしっかり駅北の動向については注視をしながら、必要に応じて町としてもコミットをしていきたいと思っております。

以上でございます。

○西原好文議長

井上君。

○井上敏文議員

今回質問したのは、前の経過についても私、十分承知をしております。質問もしました。駅北を整備するときには、都市計画法に基づきそういうのを、整備メニューを入れながらというのは希望ではあったわけですが、都市計画の決定がなされなかったと、指定を受けられなかったということから、これをどのように進めていくかを私なりにいろいろと考えておるわけです。

以前、県道の北側のほうの整備について話をしたときに、都市計画事業が導入できないから町で整備はできないというふうなことの中に、民活で開発の動きがあるやに聞いておりますというふうな答弁もいただきました。

実際、民間開発業者の方から聞いてみると、やはり自分たちでそこを開発していこうというのは、なかなか一歩が踏み出せないという中で、町が音頭を取っていただければその話の中に入っていきますよというふうなことです。

今回私が質問したのは、町で事業をなささいということではありません。町主導型というのは、町が音頭を取って駅整備構想を立てて、地域と一緒にやって取り組んではいかがでしょうかといった質問の趣旨であります。

ということから何を言いたいかと言いますと、駅の北側を何とかせにゃいかんというときに、町の構想、考え方をまず立てておくべきじゃないかと。費用をすぐかけるんじゃないくて、まず話合いの場を持って、民間開発業者を入れながら、町の構想を打ち出しながら、民活を活用しながら開発をする方法を考えていくべきじゃないかなということの提案です。ということから、町主導型というのはそういう意味でございます。

○西原好文議長

答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

まずは安心しました。公共事業でもというふうにお考えなのかなというふうに思っておりましたものですから、そうでないということであれば基本的な考えは同じだなというふうに思いました。

先ほど、町が音頭を取ってということですけども、そういう意味では既に私ども町が音頭を取っているつもりであります。なぜかという、今回、先ほど御紹介したような家屋の解体であるとか転居であるとか、やはりこうしたことが一つのきっかけになるんだろうというふうに思います。今でも断続的にはありますけれども、いろんな御相談であるとか提案といいたいでしょうか、そうしたことについては我々としても情報としては持っております。ただ、いかんせん、やはり町がきちんと関与して対応すべきところがなかなか解決しないとそれから先に進まないということであれば、今回の家屋の解体であるとか駅北の整備であるとかいうことが、町が音頭を取っていることではないかなというふうに思います。

駅南東西線の整備をさせていただきました。幅員についてはいろいろ議論がありましたけ

れども、ここについても幅員が狭くてなかなか開発が進まなかった線路、沿線の農地についても、それこそ町が音頭を取って道路の幅員を拡張させていただいたことによって、今回既に民間の宅地分譲も行われております。

私が考える町が音頭を取ってというのはそういう意味でありますので、これからも当然、町が音頭を取ってそれを、主導という言い方をしたほうがいいのかどうかははっきり分かりませんが、いわゆる町もきちんと関与をしてという意味でいけば、現在既にできているものと思っております。

以上でございます。

○西原好文議長

井上君。

○井上敏文議員

駅南の東西線、あれはハード事業で町が取り組まれ、その波及効果が出ているのは事実であります。駅北については、なかなかそういった事業というのは、ハード事業は無理と思います。

そういう中で、私の提案でございます。町長に再度お尋ねします。地元開発業者と協議の場を持つ考えはいかがでしょうか。

○西原好文議長

答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

相手があることでありますから、ここではつまびらかにできませんが、地元の開発事業者様、また、それ以外の事業者様ともこれまでもいろんな協議を重ねてきましたし、いろんなお考えをお持ちであるということも把握をしております。

ただ、繰り返しになりますけれども、先ほど言ったように公共事業という意味でいけば、別に道路を造るというだけが我々の公共の関与ということではなくて、今回こうした民間の解体であるとか、また駅北の整備であるとか、道路整備そのものは県でしていただきましたけれども、そういうふうにもきちんと関与をしておるということでもありますし、今御質問のそうした開発事業者との協議の場という意味でいけば、不定期に必要なに応じてそうした場は設けられているということですが、何せ相手がありますし、お互い協議、またイメージを膨らますとか、そういう段階でありますから、ここで申し上げることにはならないというふうな

思いますし、公式に協議の場という形で進むものではないんじゃないかなと思っております。

以上でございます。

○西原好文議長

井上君。

○井上敏文議員

正式に協議の場をつくって協議会の云々ということではありません。地元の開発業者の方の考え方も聞きながら、座談会といいますか、そういった形でもいいかと思っておりますので、話をする場を設けていただければと思います。その点については町長もやぶさかではないというふうに私は受け取りましたので、ひとつよろしく願いいたします。

それでは、次行きます。

○西原好文議長

次行ってください。井上君。

○井上敏文議員

次、道路改良事業における歩道の安全整備についてということで質問をいたします。

山田町政において、道路改良事業に前向きに取り組まれていることに対し敬意を表するものであります。

その中で、最近の道路改良事業を見るとき、歩行者と車道を分離する手法として、道路敷内に縁石等を設置するのではなく、歩道空間と称してカラー舗装により車道と歩道を区分されております。

このカラー舗装による歩行者用通路の確保については、住家が建ち並ぶ集落内の狭隘な道路、つまり拡幅が困難である道路においては、歩行者が通れるレーンを明示することで歩行者の安全確保について一定の効果があると思われませんが、これから新しく道路拡幅をされるところについては、歩行者の安全を第一に考慮すれば、歩行者と車道を明確に分離する縁石、あるいはガードパイプ等を設置すべきではないかと思っております。これについては後でパワーポイントで説明をしていきたいと思っております。

道路が広くなればスピードを出す車両も増え、また、夜間での歩行者は危険を感じるのではないかと思っております。そのことを想像しただけでも、カラー舗装で車道と歩行者を分離しただけでは大変危険ではないかと思っております。

今回、町道門前～畑川線の道路改良事業を予定されておりますが、この路線の拡幅につい

てはかねてより地元から強い要望があっており、これが実現すれば地域の利便性向上に大きく貢献するものだと思います。

しかしながら、この路線の道路拡幅計画では、歩道についてはカラー舗装であり、車道との区分として縁石等は設置されておられません。この路線は永林寺保育園の通園道路、あるいは園外保育をされるときにその町道を通っていると聞きます。

ここで、歩道空間をカラー舗装でされたというふうな経緯も踏まえて、パワーポイントで説明をしていきたいと思えます。

(パワーポイントを使用) 道路改良事業における歩道の安全対策についてということです。

今回質問しているのは、上小田地区の石原に当たります旧商店街の中を通る町道であります。これは門前～畑川線といいます。原宿団地のちょっと北側の道路ですね、永林寺保育園があります。ここの190メートル間の道路整備について質問をしているところでございます。

門前～畑川線は、こういうふうに4メートルもないですね、3メートル、狭隘な道路であります。循環バスが通れば歩行者も大変危険な状況。こういう状況を踏まえて、これを拡幅していくというふうなことで地元の方も大変喜ばれております。

こういう中で、この路線の近隣に住家あったわけですが、ここは火災に遭って一部この歩道を整備されております。歩道整備したときに、車道と歩道の間はこの段差がある縁石を設置してあります。これは一般的に、歩行者の安全対策としてこの縁石を設置するという事は常道であるわけですけど、一方、こういうふうに車が来れば、自転車が通れば非常に危険というふうな中で、この状況を見たときに、この歩道はこの路線を拡幅するときこれを延長されるのかなと思ったんですが、計画を聞くとそうではないと。

これは計画図でありますけど、今回この3メートル近くの幅員を6メートルに拡幅すると。拡幅をしたときに、車道と歩道の歩道空間を確保するということから路側帯をカラー舗装するというようなことで、カラー舗装を計画されております。

心配するのは、先ほども出ましたここの縁石ですね、こういうふうな車道と歩道を分離する縁石があればいいんですけど、今回の計画はありません。このような計画は、先ほども出ました、駅南の町道駅南地区東西線もこのような形になっております。こういうスタイルになるかと思えます。ここも、ここの道路を造られる際に大分議論をしたわけですけど、これで大丈夫かというようなことですね。ここも道路幅員が4.5メートルでありますけど、最近

の話では、通行車両が接触をしたというふうなことでトラブルになったということも聞いております。

そういう状況の中で、こういったカラー舗装をして歩行者空間を確保するというのは非常に危険ではないかなというふうなことを感じております。

この歩行者空間をカラー舗装でするというのは、こういうふうに家が建ち並ぶところの狭い道路については拡幅できないものですから、この分については歩行者がここを通るんだということで効果はあると思うんですよね、グリーンで明示するということは効果はあるかと思えます。これは宿区集落内の道路です。

もう一つ、石原区にも同じような形で住家が建ち並ぶ中で、歩行者空間としてカラー舗装をしております。これも拡幅が無理となれば、こういうふうな形で対応していくというのはいいことではないかなと思えます。

これは石原バイパス、新町売店ですか、原宿団地があります。これは一例でありますけど、歩道と車道がある中で縁石がずっと敷いてあります。これは新宿～石原線という町道であります、これについても新宿からずっと歩道があります。歩道がある中で、この縁石は当然あるわけです。道路の形態としてはこういう形が望ましいんですけど、最近、先ほど言いました――戻してください。最近の歩道の形態として、今、道路改良したときに東西線で見られるような歩行者道を設置するとき、カラー舗装でされているというのが一つのパターン化しているんじゃないかなと。そういうことでは歩行者は非常に危ないんじゃないかなというふうな気がします。

質問の1点目でございます。

今回の門前～畑川線の道路改良計画において地域の安全対策を考えたとき、車道、歩行者道を明確に区分するためにも、カラー舗装ではなく縁石の設置等、いま一度見直しはできないものか、お伺いをいたします。

○西原好文議長

答弁を求めます。武富基盤整備課長。

○基盤整備課長（武富 元）

井上議員の2問目の答弁をしたいと思います。

カラー舗装ではなく縁石の設置等、見直しはできないかということでございます。

町道門前～畑川線の道路改良計画につきましては、現道の下や沿線に布設されている用水

路、また公有水面上の建物など、当該現場の特性を考慮し、また、地元の意見も聞き取った上で、路線計画は十数通りになるまで何度も協議を重ね、最終的には3つのバランス——スピード、コスト、効果、この3つのバランスを重視した路線計画に決定いたしました。

歩行者安全第一という考え方に変わりはありませんが、新しく道路改良計画を計画するからには、必ずしも歩車道分離という考えではなく、事業の目的に応じてその地域に適した道路にすべきと考えております。

また、当該道路については、既に時速30キロの速度規制が出されておる観点から、通常考えられる外側線等の路面標示の設置や路側帯のカラー舗装に加え、地元の了解が得られれば、ハンプや狭窄といったより効果の高い安全対策を組み合わせることで、多額の費用をかけて歩道を整備せずとも車両の進入や速度を抑制し、歩行者の安全を確保することが可能と考えております。よって、本路線については現計画のとおり進めていきたいと考えております。

以上です。

○西原好文議長

井上君。

○井上敏文議員

基盤整備課の課長のお話を聞きました。地元と協議をしたということではありますが、これは地元説明会というのは開催されたんですかね。地元協議というのは、地権者ばかりじゃなくて、ここは生活道路であるんですよね、多くの人が利用されております。この辺の道路線形はどうなるのか、あるいは工期がどうなるのかというふうなことの地域の説明会が必要だと思うんですが、その辺の説明会をされたのかどうか。

ここは、先ほども言いました道路が拡幅されるということは、地元の要望もあっており非常に喜ばれております。ただ、あと一歩、やはり安全性ということを考えれば、あと一工夫する必要があるんじゃないかなと思うわけですね。

地域の人に聞くに当たり、永林寺保育園の通園道路でもあります。また、園外保育としてあの町道をよく利用されているということです。今狭いですので、あそこを利用するときには事故が起きないように非常に注意を払っているということです。一つの方法として、園児が並んで行くときに車が来れば、笛を吹いて園児の動きを止めるといった形もされております。園外保育については、天子社までのコースもあるということでございます。年に1回の七五三のお参り、あるいはドングリを拾いに行ったり、あるいは天子社のところにヤギが

おったんですけど、今はヤギはいないかと思うんですけど、そういったことでヤギを見に行ったり、あの道路はよく利用されているということでございます。

心配するのは、あそこの道路が広くなれば速度制限されるということですが、やはりスピードを出すのもおるわけですね。そりゃスピードを出したらいかんわけですけど、やはりスピードを出したり、あるいは道路が広くなることによって注意力が緩慢になるということもあるかと思えます。問題は歩行者空間、カラー舗装した歩道に車が乗り入れ、突っ込んだときに歩行者は大変危険を感じるというのは、その辺は基盤整備課長も分かってもらえると思うんですが、私はこのままでは危なくていけないと思うんです。これでいいというふうなことではないんじゃないかと思うんです。確かに事業費もかかります。かかりはしますが、やはり安全第一、これを優先すべきだと私は思うんですよね。

質問の1点目、再度答弁願いたいと思いますが、地域を含めた地元説明会をされたのかどうか、それと、カラー舗装による歩行者空間の確保、縁石を設けない形の仕上げ方、これで本当にいいと思っているのか再度お尋ねします。答弁を求めます。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し答弁を求めます。武富基盤整備課長。

○基盤整備課長（武富 元）

井上議員の再質問にお答えしたいと思います。

まず、地元説明はしているかということでございますけれども、まだ地元説明会までは至っておりません。今後行う予定にはしております。

それと、カラー舗装で縁石とかせんで大丈夫かということでございますけれども、先ほど私が答弁しましたとおり、歩行者安全第一という考え方には、それは道路を造る計画をつくる場合には道路の歩行者の安全というのは第一に考えてきております。しかしながら、先ほど言いましたように、コスト面とか、そういったのを長期的に考えれば現計画で進めていきたいと。先ほど議員からは、今度時速30キロに規制されるとありましたけれども、既に時速30キロ規制がなされている路線でありますので、現計画で進めていきたいというふうに考えております。

○西原好文議長

答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

なかなかここは相入れないものがあるなというふうに思いました。よく道造りはまちづくりと井上議員おっしゃいます。私もそのとおりだと思います。じゃ、まちづくりは道造りだけかというところではありませんし、道造りも当然、まちづくりを前提としたものでなければいけないし、まちづくりというのは、安全・安心から福祉、地域振興まで様々な分野があります。その全体の中の一つが道造りなんだろうというふうに思います。ですから、道造りはまちづくりなんですけど、まちづくりは道造りだけじゃないということは御理解いただけるんじゃないかなというふうに思います。

先ほどから御質問いただいているこの路線につきましては、ちょうど私、就任当時は、今後整備、改良すべき道路には上がっておりませんでした。経過は御存じだというふうに思いますけれども、当時は魚市場から門前方面に延伸する町道門前～観音下線というのがちょうど整備をされておまして、私が就任した翌年だったですかね、1期工事が済んで、2期工事はそれを真っすぐ、今度は町の事業としてやりますよと。それが終われば、今度はそれこそ石原方面のほうに、今御指摘いただいている道路ではない法線で、3期ということで現在検討されていますというところでありました。

ただ、御存じのとおり門前～観音下線については、町の負担をなるべく減らすため、そして早期の整備を実現するために、それこそ議会の皆様方にも御協力をいただいて期成会を結成して、現在、県道多久～江北線のバイパス事業として事業が実施されることになっております。

その上でですけれども、この議会の中でも5番議員、また7番議員はじめ、地元の議員からも御質問いただいて、ここの道路については大変危険だと、道路が狭小で離合も難しいということでありましたし、先ほどからお話が出ております永林寺保育園の改築の話もちょうどあっておりました。当初は現地改築だけではなくて移転ということも検討をされておられたんですけど、最終的には同じ場所で改築をされたということも踏まえて、それともう一つ、先ほどから言っておりますとおり、やはり早期の効果発揚ということ、また、財源も含めて、そうした中で、さっき十数通りと言ったかな、いろんなパターンを考えた上で、今回そのバランスといいましょうか、法線を決めさせていただいたところでもありますし、地元説明会は、それこそ議会の皆様方には先に申し上げましたけれども、今後ということになりますけれども、その中でも地元の議員の皆さん方、また、関係者の皆さん方にも個別には御相談させていただきながらここまで進めてきたところでもあります。

ですので、先ほどから基盤整備課長が申し上げておりますとおりの考え方、また、その経過を踏まえてこのまま進めさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○西原好文議長

井上君。

○井上敏文議員

歩行者の安全を考えたときに、これじゃ危険ではないでしょうかという提案をしたわけですが、このままでいいというお考え——ちょっといいです。第2点のときにそれを言ってください。

1点目は、この門前～畑川線の計画、いま一度見直しはできないかというようなことを聞いてきたわけですが、このままでいきたいということでありますが、さらに2点目に入りますが、今後新設の道路改良計画において安全対策を第一に考えたとき、カラー舗装で歩行者空間をつくるのではなく、車道、歩行者道を分離する縁石等を区分することを願うものであります。

一例として、千葉県八街市でトラックが通学児童の列に突っ込み、児童をはねるという事故がありました。このことを踏まえ、本町では町内の道路の安全点検が実施され、歩行者への安全対策について問題がある箇所についてはガードパイプ等の設置がなされております。

質問の2点目です。最近の町道拡幅計画において、歩道空間の確保について、カラー舗装による区分が見受けられますが、今後の道路計画の安全性について町長の所見を求めたいと思います。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

先ほど御紹介いただきました千葉県八街市の事件といいましょうか、私は多分、事故ではなくて事件だというふうに申し上げたかというふうに思いますし、そのときに臨時議会やったかな、専決やったかな、恐らくほかの市町に先駆けて緊急の安全対策も講じさせていただいたことは御存じだというふうに思います。ですから、千葉県八街市のような事件が起きたのにみたいな言い方をされると、そういう印象を町民の方が受けられるのは非常に心外だなというふうに思います。

それと、先ほど来おっしゃっているように、例えば、道路を広げればスピードが出るから危なくなるとか、カラー舗装をして歩行者を分離するとかえって危険だということになれば、逆に言うと、じゃ、このままがいいんですかねというふうにお尋ねしたくなるわけです。もちろん安全第一であります。それは、今の状態からなるべく安全度を上げるということが安全第一だというふうに思いますし、先ほど課長が申し上げましたように、やはりどの時点でうちがその効果を発揚できるのか、そして、それに幾らかかるのか、そして、そのためにはどういう改良をするのかという3点を考慮して、今回のこの路線についてはこういう対策を取らせていただきたいというふうに申し上げたわけですから、当然、周辺環境であるとか、その道路の位置づけによって安全対策というのはそれぞれ違ってくるんだというふうに思っております。

以上でございます。

○西原好文議長

井上君。

○井上敏文議員

もう議論は尽くされたような感じがします。先ほど町長答弁の中に、じゃ、このままでいいのかと私一言も言っておりません。やはり今度道路を拡幅されるときに、地元の方、強い要望があって今回実現されたということは大変感謝をされております。感謝をされておりますので、これはもう本当、地元を挙げて喜んでいるところでありますが、その道路計画を見たときに、あと一步を踏み込んで安全対策を考えていただけないかというふうなことの質問でございます。

私の質問、理解してもらえなかったかどうかは知らんですけど、私としては不安を感じて今回の質問をさせていただきました。今後については、私の願うところは、道路計画をするときに、地域の事情、実情、地形によってもいろいろと変わるとは思いますが、やはり基本的に、歩行者と車道を分離するためには、縁石、あるいはガードパイプを設置していくのが原則だと思って――私の考え方です。質問を終わります。

○西原好文議長

4番井上敏文君の一般質問をこれで終わります。

しばらく休憩いたします。再開15時40分。

午後 3 時 29 分 休憩

午後 3 時 40 分 再開

○西原好文議長

再開いたします。

6 番三苦紀美子君の発言を許可いたします。御登壇願います。

○三苦紀美子議員

皆さんこんにちは。お疲れになられましたでしょうけど、よろしく願いいたします。

発言許可をいただきましたので、通告に従い、質問させていただきます。

まず第 1 問目、男性トイレにサンタリーボックスの設置をということで質問させていただきます。

男性用トイレにサンタリーボックス、汚物入れがなくて困った、あんた議員しよるけんが活動として取り組んでほしいと、町外の男性の方から声が届き、言われないと気づかなかった自分に反省しているところがございます。男性も前立腺がん手術された方、また、高齢者の方で尿漏れパットを使用されている方たちが、捨てるのに困って家まで持ち帰ったとの話を伺い、サンタリーボックスの早急な設置を望んでの質問でございます。

まず、県議会の中でもこのことが出ておまして、県のほうは設置に向け前に進む、そして、市町、民間施設等にも働きかけるとの答弁があっていたということをお伺って大変うれしく思っておりますが、町長、ぜひ我が町も先頭を切っていただきたいと思っておりますが、御答弁願います。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し答弁を求めます。一ノ瀬健康福祉課長。

○健康福祉課長（一ノ瀬和義）

三苦議員の男性トイレにサンタリーボックスの設置をということであります。

質問いただいて、私のほうも少し調べさせていただきました。近年、食文化が欧米化してきたことで、高齢の男性を中心に前立腺がんや膀胱がんになる方が増えてきていると言われております。前立腺は排尿の際にも大きな役割を担っており、前立腺がんを発症し、前立腺の機能を果たせなくなり、排尿の障害を引き起こすとも言われております。また、膀胱は腎臓で生成された尿をため込んでおり、一定の量たまると尿道を通過して排尿されますが、膀胱がんになってしまうと頻尿や血尿などの症状も引き起こすとも言われております。また、これらを手術により摘出したとしても、尿失禁や頻尿などの症状が残ると言われており

ます。日常生活においても尿意を感じる頻度が増大し、時には我慢できずに漏らすというふうなことがあるようです。これを防ぐために、おむつや尿漏れパットをはいて過ごすということが一般的と言われております。

このように、男性でも尿漏れパットを使用する方が増えてきているため、男性トイレでも使用済みの尿漏れパットを廃棄するサンタリーボックスが求められているのだと理解しております。2018年、前立腺がんの方が9万2,000人、それと膀胱がんの方が1万7,500人、合わせて約11万人の方が罹患されております。それと、2019年には前立腺がんになる方が約9万5,000人ほどおられます。ということで、男性の方のがんの部位別で見たら一番多いというふうな統計も出ております。民間企業で40代から70代に行ったアンケート調査でも、8人に1人が尿漏れに悩むというふうな回答もされているようです。年々患者のほうが増加していること、それと、比較的5年生存率も高いということで、ステージ3までであったらほぼ100%の方が5年生存率で、ステージ4、がんで一番高い方でも6割以上の方が生存されているというふうな統計が出ているようです。

男子トイレの現状ということで、近年、患者の増加に伴い、尿漏れパットを使用される方がサンタリーボックスがなくて困っているという方や、トランスジェンダーへの配慮ということで設置する自治体もあるようです。

今回、質問をいただいて、設置に関して調べていく中で、テレビに出られているキャスターの方が御自身の膀胱の全摘後の経験から、男性トイレにサンタリーボックスないということに対談番組で語られたことを、フリーのアナウンサーの方が日本骨髄バンク評議の大谷さんのほうに動画を送られたそうです。それがきっかけになり、さいたま市議会や県議会で取り上げられたことで全国的に広まってきているという話が載っておりました。

先ほどおっしゃられたように、県議会においても、県民の多様性を認め合い、お互いに尊重し合うことにつながるということから、まずは県有施設から設置を行い、市町や不特定多数が利用する民間施設へも働きかけを行いたいというふうに言われております。

ただ、サンタリーボックス自体はトイレ用のごみ箱でありますから、どうしても汚くなりがちであるということ。雑菌の繁殖、悪臭の原因となる場合もあり、サンタリーボックスの中身や周辺の掃除を小まめに行う、清潔な状態を保つことが必要だと考えております。

サンタリーボックスをめぐる問題として、一般の利用者がごみ箱というふうなことで間違えて捨てるということもあるようです。いずれにしても、サンタリーボックスの設置が普及

することで使用済みの尿漏れパットを持ち歩かずに済むということが、使用されている方々の外出への不安と、外出が増える機会を与えることにもつながり、心と体の健康にもつながっていくものだと考えております。

それで、町内の男性用トイレがある15の施設を確認しましたところ、2つの施設については男性トイレにも設置されております。そのほかの共有トイレがある12の施設のうち8施設については、現在、本町にも設置されているところです。

以上です。

○西原好文議長

答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

少し補足をさせていただきます。

先ほど課長が答弁いたしましたとおり、全国的にも話題になりましたものですから、それを受けて県のほうでも今度対応されるというふうに聞いておりますし、恐らく全国的にも関心が高くなっているんだというふうに思います。

今年6月議会、もしくは9月議会で、私ども今回、三苦議員が御質問いただきましたし、20市町のうち8市町で同様の御質問をそれぞれの市町でも受けておられるということですから、それから見ても関心の高まりというか、そういうものが推して知れるのではないかとというふうに思っております。

今の町の現状は先ほど申し上げたとおりでありますし、県のほうもまずは県有施設からということで、県有施設から設置を行い、市町や不特定多数が利用する民間施設へも働きかけていきたいということで、県としてはその次にというふうに思っておられるようですが、こうして御質問もいただいておりますし、恐らく住民の皆さんも関心のあられるところだろうというふうに思っております。

その中で、先ほど御紹介しましたとおり町有施設で、共有トイレ、みんなのトイレ、12か所のうち8施設については、既にみんなのトイレ、共有トイレにサンタリーボックスが置いてあるものですから、男女それぞれにはありませんけれども、もし必要があればどこかではできるということではありますが、逆に言うと、まだ4施設が設置されていないものですから、取り急ぎこの共有トイレ、みんなのトイレ、多目的トイレで、現在設置されていない4か所については今月中には設置を済ませたいというふうに思っております。

その次には、今度、男子トイレへの設置ということなんですけど、ここについては先ほど課長が申しあげましたとおり、もともと尿漏れパットも大きさがいろいろあって、かなり大きいものもあるものですから、女性トイレに通常置いてあるようなボックスでは多分入らない、もしくはすぐいっぱいになるということで、どっちかという、本当にごみ箱ぐらいの大きさのものを置いてあるようなところも実際ありました。そうなると、当然、個室の広さとかいうこともありますし、中には個室にそれぞれ置かないで、要はトイレ内に一般のごみ箱とは別にサニタリーボックスですということを明示して、もちろん個室からは持ち出してもらわないといかんけれども、トイレの中では捨てられるということもあるようですから、繰り返しになりますけれども、まずは共有トイレで未設置の4か所については、取り急ぎ今月中に設置をしたいと思います。その後は、今度は男子トイレへの設置に移りたいと思いますけど、その大きさであるとか、設置する場所はどこがいいのかとかいうことで、ここはもう少しお時間をいただきたいというふうに思いますし、県のほうも県有施設を進められるということですから、そうした事例も参考にさせていただいて取り組んでいきたいと思っております。

実は今日、課長が現物を持ってきているんですよ。どのぐらいの大きさのものかというのを少し想像してもらった方がいいかなと思って、この後、少し御紹介すると思います。

以上でございます。

○西原好文議長

答弁を求めます。一ノ瀬健康福祉課長。

○健康福祉課長（一ノ瀬和義）

先ほどから、実は尿漏れパットにも、パンツをはいたまま使用できるものと紙おむつをはきながら使用するものとあるということで、私も初めて知ったんですけども、先ほどから胸のポケットに入れているのがパンツのまま使用できるものです。（実物を示す）このサイズを広げてパンツのところに付けるんですけども、これで80ccのものが吸水できるというふうなことであります。

それと、これは大きくなるんですけども、（実物を示す）これが紙おむつのところに付けて使用するものであります。これで300ccの尿が吸い取れると。長距離の移動とかであればこっちのほうになるのかと思いますけど、通常の、すぐ近くに戻ってこれるところであればこっちの小さいものでも大丈夫かと思えます。

先ほど来、町長のほうからも説明ありましたが、今、サンタリーボックス、現有、町で2か所、老人福祉センターと防災広場の男子トイレにもあります。実際あるのは小さいサンタリーボックスで、これであつたら十分賄えると思うんですけど、これであつたら、二、三人されれば多分入らない状態になるのかなということで、インターネット等を見たところ、熊本のほうでは、先ほど話もありましたが、30リッターの普通のごみ箱サイズぐらいのを使用されておりました。箱の上に明示もされるとともに、個室に置く場合は個室にサンタリーボックスがありますとか、そういう明示もしたほうがいいのかというふうに考えております。

以上です。

○西原好文議長

三苦君。

○三苦紀美子議員

本当に町外の方にも聞かせたいような、町長はじめ課長さんたちも一生懸命、私は女性なものですから、どちらかというたら8割的に女性のほうを向いていたものですから、今回は平等ということを感じました。本当に前向きに検討していただいたことに感謝申し上げたいと思います。

ぜひお金をかけなくても、ちょっとしたのを置いてもらおうと、自分のものであっても、濡れたままのものを今みたいに畳んで自宅まで持って帰りよるとよと言われたときに、何で私、それまで男性のことに気づかなかつたのかなという今回は反省の議会でございましたので、江北万歳と言いたいぐらい、前向きに考えていてくださって大変ありがたく思います。障害者の方も健常な人も皆一緒ですので、よろしくお願ひしたいと思います。

2番目に行ってよろしいですか。

○西原好文議長

次、行ってください。三苦君。

○三苦紀美子議員

それでは、通告の2点目でございますが、子供たちの安全を願ってということで、令和4年3月議会において、子ども110番の見守りをいただいている家へ小旗を作成し、今までのと取り替え、より安全な見守りをとの質問をさせていただきました。その折、小旗は住宅事情で考えられない、また、教育長からは、学校で自分の命を守る意識を持つように指導を行

うという回答をいただきました。

私は地域で子供たちを見守っているということをアピールすることからでも、目につく小旗の設置は有効な手段と考えております。教育長がおっしゃるように、学校で安全、そして、自分の命を守ることをしっかりと指導していくとおっしゃいました。誠にそのとおりでございますが、それは一つの家庭でもそう思いますし、全体がそう思っているんですね。でも、そうじゃなくて、やっぱり何かを手助けしたい、フォローしてあげたいということでしたので、あのときの答弁を聞いていた人が再度言われました。それで、何も反発せんやったねと。反発するためにやっていないんですよ。やはり皆さんのお声はこうですよと、行政としてこれからどう施策に反映させていただきますかと言うのが私たちの役目だと思っておりますので、今度、再度したのは、小城市の砥川、旧小城郡だったんですが、私はそちらの小学校を出ているんですが、そのうんと小さい後輩たちに、あの旗を見て、あそこすごく大きいから、今回の台風で破けたりとか、ちょっとそれこそ嫌だなというような感じがしたものですから、私は小旗で、ビッキーの今70周年に対してのいろいろな看板が至るところに見られるように、そういう小さい小旗の中に何かを書いて、みんなであなたたちを守っているのよという姿勢をぜひお願いしたいと思えます。

それで、子供たちに自分の命を守りなさいということをおっしゃっていただくことはいいと本当に思いますが、でも、やっぱり動いているもの、学校だけじゃなくて自分が行っているところに、子ども110番の家、ビッキーさんがいる、何かあったらここに飛び込めばいいのねというのが、自分たち、ひしと感じてくれると思うんですよ。その小城市の小さい後輩に聞きましたら、うん、あの旗が立っているけん、何かあったってすぐ行かれる。だけん、自分たちのところには悪い人が来ないよというような感想を述べてくれました。ああ、そうね、中に入ったことあるのと言ったら、いや、まだそういう危険に遭ったことがないから僕は中には入っていないけど、あれうれしかという、小さい3年生の子供だったんですが、そうやっていただいたときに、私も同じ思いですね。やっぱり大人が見ていても、何て書いてあるかといったら、「困ったときはいつでもおいで」と横に1行書いてありました。だから、うちはビッキーです。ビッキーは「かえる」です。無事帰ろうとかいろいろな、それはそちらのほうで考えていただきまして、ぜひ邪魔にならない小旗、今、玄関に貼ってあるから中に入ってとかない。だから、道路沿いにちょっと小旗を立てていただくように今の支援者の方たちをお願いして、ぜひ今回はそうじゃないよと、学校でするじゃない——学校では当然

です。我が家、家庭でもやっている。だから、我々は婦人会として、地域でも子供たちには皆さんが目を向けてくださっていますので、こんな老人会に入りながらも婦人会で頑張らせていただいているわけです。教育長、ちょっと一番最初に御答弁願いますか。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し答弁を求めます。吉田教育長。

○教育長（吉田 功）

三苦議員の御質問にお答えをします。

前回の答弁について、私、何らそれで事足りるというふうに言った覚えはございません。本当にそれこそ地域の方が登校時間、それから帰りの時間も立って指導していただいている場面を見ますけれども、それに甘えてはいけないというのが、教育的にはやはり子供自身が自分の命は自分で守るという姿勢をぜひ持ってもらうような指導をしていかないとちょっとバランスが取れないんじゃないかなという思いで申し上げたところで、子供たちの意識に任せたら大丈夫ですよという趣旨で申し上げたことではございませんので、そこは誤解のないようお願いしたいと思っております。

今日、今回御質問いただいたことについては、またしっかり考えて対応していきたいと思っておりますので、本当にありがとうございます。

○西原好文議長

三苦君。

○三苦紀美子議員

そしたら、すみません、教育長。こども教育課としては、これからどうしようかということをお話されましたでしょうか。課長、御答弁願いますか。

○西原好文議長

答弁を求めます。坂元こども教育課長。

○こども教育課長（坂元弘睦）

三苦議員の御質問にお答えしたいと思います。

子ども110番の旗を御質問いただいております。本年3月議会でもお答えをしておりましたが、平成11年頃からPTAとか育友会のほうで取組が始まったというふうに思っております。私のほうで令和4年2月21日現在の110番の家の名簿と伺いますか、それを確認しました。今131か所ございます。ただ、その中には、実はお店を閉店されていたり、あとは名

称が変わったりとかしている分がありましたので、これにつきましては現状把握まで含めたところで、110番の家の更新を含めてPTA育友会のほうと話し合いをさせていただきたいというふうに思います。

それと、旗についてですけど、これにつきましては今日現物を持ってくればよかったんですけど、白石地区防犯協会のほうで110番の家の旗が作成をされているのを確認しております。総務政策課の安全安心係のほうから防犯協会のほうに問合せをしてもらって、そういった作成は可能かということを確認したところ、要望があれば作成をさせていただきたいということまで確認ができておりますので、PTA育友会のほうと早急に話し合いをして現状聞き取りを行った後に、その旗については、有効活用するためにもぜひ設置をしたいというふうに考えております。

以上であります。

○西原好文議長

三苦君。

○三苦紀美子議員

ありがとうございます。一番最後になって疲れておりましたが、疲れが飛ぶような御回答をいただきまして大変ありがたく思っております。

私たちが孫をしっかりと育てないといけない年代になりましたので、皆さんの力を借りないと、私たちだけ、議会の10人とか婦人会の何百人では全部を守れません。やっぱり行政と一体となることができることからみんなで手分けしてやれたらなと思っておりますので、ぜひこれは頑張って取り組んでいただきたい。だから、本当に今、見えないと言ったら失礼になるかもしれませんが、子ども110番の家を全部知っているかと。知らないんですよ。だから、私たちは、ああ、ここやっていたらいいんだなというので見ていくんですが、やっぱり見て感じる、そういうことは大きくなっていいです。小城市のほうは大きくて、この台風でびりびりに破けていました。だから、こんなじゃなくて少し小さめの、その代わり70周年みたいにビッキーちゃんを置いていただければもっといいなど。そして、先ほど言ったように一言何かの言葉を添えて、それは我が町の子供たちのために、私たちが守る子供たちのために、ぜひ実施していただきたいと思っておりますので、期待も申しておりますので、よろしく願いいたします。

議長、次行ってよろしいですか。

○西原好文議長

次、行ってください。三苦君。

○三苦紀美子議員

では、3問目に移らせていただきます。ビッキーのネオンについて。

今年は町制施行70周年ということで、至るところにビッキーの入った看板が目につきます。私は、木の陰になり見えないビッキーこそ我が町のシンボルではないかと思えます。昨年12月議会において、ビッキーの隠れを解消するように質問いたしました。土地所有者の方と協議中であると回答がなされましたが、年度が変わってもう半年、いまだ手つかずの状態ではないでしょうか。数名の方から、いつ見えるごとなるとねと言われました。私も、町にお願いしているからそのうちに見えるようになるから待っていてねとは言ったんですが、昨年12月からその土地所有者との協議がなされているとは思いますが、その中の経緯がどんなであるかちょっと説明を求めたいと思いますが、よろしいでしょうか、お願いいたします。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し答弁を求めます。山中総務政策課長。

○総務政策課長（山中博代）

三苦議員の御質問にお答えしたいと思います。

江北町のシンボルマークであるビッキーが、木の陰に隠れて大部分が見えない現状をいつ対応するのかという御質問でございます。

昨年12月議会の折にも御質問いただいたかと思っております。ビッキーの電飾看板について少し御説明をさせていただきますと、江北町がJRの長崎本線と佐世保線、そして、国道34号と国道207号の分岐点であり、また、地理的にも佐賀県のほぼ中央に位置しているということから、へその町としてPRを図っているところでございます。また、ビッキーが「かえる」ということで、町のPRと併せて、道行く人たちが無事に「帰る」という願いも込めまして、平成13年度に町が桜山公園の散策路に整備をしております、町内外の人に広く親しまれているものと感じております。

電飾看板の現状といたしましては、先ほど議員も言われたように前方に隣接する土地のほうに自生する竹などの樹木が成長しております、電飾看板の下側半分が見えなくなっているということでございまして、私も大変心苦しく思っているところでございます。

対応といたしましては、これまでも数年ごとに地権者様のほうへ樹木伐採の御相談をさせ

いただいているところでございます。今年、町が70周年という節目の年を迎えるということで、昨年の年末も御相談もさせていただいたところでございましたが、なかなか地権者様の御理解、御同意をいただくことができずに、ここ数年、今のような現状となっているところでございますので、いましばらくお時間をいただきたいと、御理解をお願いしたいと思っていますところでございます。

今後も、私有地でありまして相手もあることでございますので、慎重に進めていきたいということで考えておりました、引き続き地権者様の御理解が得られるように努めていきたいということで考えておりますので、御理解をお願いしたいと思います。

以上でございます。

○西原好文議長

答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

なかなか思うように進まないというのは歯がゆい思いがするよなと思いました。本当、総務政策課長に答弁のほうを任せようと思っていたんですけど、実は私もこのビッキーの電照看板には少し因縁がありまして、そうしたことも含めて、もしあまりにも個人的なことで適当でなければ、議長、御指摘をいただければと思います。

私、最初に町長選挙に挑戦をしたのは37歳のとき、平成19年だったと思います。当時、江北町は単独町としての選択をされていた頃だったというふうに思いますし、当時はそれこそ行革というふうなことも叫ばれていた頃だったんじゃないかなと思います。そういう中で、私、37歳の若輩ではありましたが、町に対する思いというのは自分なりに持っておりましたものですから、町に何かできることがないかということの中で、当時の公約に、実はビッキーの電照看板のことを書いたんですよ。山を照らすよりは町を照らし、町民の安全・安心を確保しますと書いたんです。今思えば、言ってみれば大変挑発的な物言いをしていたかと、若気の至りということでお許しいただきたいというふうに思いますし、結果が御存じのとおり、あえなく落選ということでありましたから、そうしたことも影響したのかもしれないなというふうに思いました。私としては、これから安全・安心ということの中で、やはり街路の照明とかいうことのほうに限られた予算を振り向けた方がいいんじゃないかということで書いたつもりだったんですけど、いろいろ漏れ聞くところによると、やはり役場の皆さん方の大変思いの詰まった事業であるということで、そうしたことを私が公約に書いて

いたものですから、役場職員の皆さん方が大変反発をしておられるということも間接的に、当時なかなか私、役場に足を踏み入れるなんていうことはできませんでしたから、そういう話も聞いておりました。

そうして巡り巡ってといいたいでしょうか、それから8年の時が経過をし、私もこうして2016年、平成28年だったんですけれども、町政をあずからせていただく立場になりました。そして、実際職員の皆さん方とお話をさせていただく中で、先ほど総務政策課長が言いましたとおり、この経過といいたいでしょうか、平成13年だから、ちょうど21世紀のスタートということの中で、職員の皆さん方がアイデアを出され、当時1,000万円だったですかね、設置費用がかかったそうですけれども、設置をされたということで、ああ、なるほどなど、そういう職員の皆さん方の思いの詰まったものであるし、こうしてちょっと立場が変わればと言うと恐縮ですけど、私も実際、町政をあずからせていただく中で、先ほど課長が言いましたとおり、町内外の皆さん方にも大変認知もされておられましたし、ある意味ランドマーク的なこともありましたものですから、就任したとはいえ、特にその廃止ということは考えておりませんでした。

ただ、御承知のとおり、そのちょうど下に土地を所有されている方の竹がかかって、だんだん見えにくくなっているということは、町民の皆さんにも御指摘をいただいておりますし、きちんとできないんだったら、やっぱり表示するのは逆効果ということもあるんじゃないかということを思ったりもしておりました。先ほど課長が言いましたとおり、これまでも何度となく、人が入れ替わり所有者の方ともいろんなお話をさせていただいてきていたんですけれども、少なくとも現時点では伐採をさせていただくというところには至っておりません。

今年ちょうど町制70周年ということだったものですから、あの電照看板を活用して、例えば70とか、そうしたことができないかということで、現在の総務政策課の職員も大分熱心にお話をさせていただいたんですけれども、結果的には御了解をいただけずにここまで来ましたけれども、確かにこのところ、いよいよもって見えにくいとか、見えないという状況になっております。それで、この状態を長く続けるというのは、先ほど言いましたように場合によっては逆効果ということになるんじゃないかなというふうに思うものですから、今いつまでというふうには決めてはおりませんが、そう長くない期限を切って、そこまで最大限働きかけもさせていただいた上で、場合によっては、私、直接お会いをしてせんば

いかんなどというふうにも思っておりますけれども、それでもなおということであれば、撤去まではしないにしても、ひとまず明かりについては消灯するという判断をせんばいかん時期に来ているなどというふうに思います。

恐らく課長の先ほどの答弁は、職員として今までの経過も知った上で、そして、今度は自らが課長としてその責任に当たっている中での今の現状ということに対してなんだろうなどというふうに思いますし、今はこうして自分自身もその町政をあくからせていただいているものですから、どこかでそうしたことも踏まえた上ではあるけれども、やはり最終的に判断するのは自分が判断せんばいかんかなというふうに思っております。

繰り返しになりますけど、いつまでにということで期限は今、具体的には思っておりませんが、どこかで期限を区切って、そこまでは改めてといいたいでしょうか、協議をさせていただいた上で、仮にその上でも御理解をいただけないと、協議が成立しないということであれば、そうした消灯というような一定の判断もする必要があるというふうに思っております。

以上でございます。

○西原好文議長

三苦君。

○三苦紀美子議員

御答弁ありがとうございました。何人もの人がおっしゃられるんですが、地権者さんとうまくいっていないのじゃないかなと。役場はちゃんと、周りはこちらの行政のほうで切りますから、御負担をかけませんからと言っているにもかかわらず、切っちゃ駄目とおっしゃるから、人の土地だから入れないんですよね。そんなことを聞いていろいろな人が、じゃ、場所を変えて、高いお金をかけなくていいから、ただ大きくて、見える、子供たちが、ああビッキーって、うちの町のビッキーよと、見えたときは喜んでいただけ、そんな勇気も元気も与えてくれるビッキーだと思うので、そうできないのかなと思う。

課長、ビッキーを置くときに、地権者とこれ契約を結ぶときは契約書とかあるはずですよ、土地を借りるわけだから。

○西原好文議長

答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

設置をしている場所と、実際に今見えにくくなっている、竹が生えている土地の所有者の方は違うものですから。ですから、あれを立てておけないわけではなくて、それにかぶっている竹の土地の所有者の方ですから。その所有者の方は、特に我々としてはそこに立てているわけではないものですから契約書とかはない。要は、ちょっと上にこれを立てさせていただいているので、切らせてくださいという働きかけをこれまで続けてきたということです。

○西原好文議長

三苦君。

○三苦紀美子議員

そしたら、すみません、町民の方が何人もそれぞれおっしゃるものですからお尋ねしているんですが、じゃ、このままの状態でもまだまだ続かざるを得ないんですかね。

○西原好文議長

答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

所有者の方に御理解をいただくような働きかけができればなというふうに思います。

先ほど言いましたとおり、70周年の事業で活用をとというふうな際に担当係長が説明に行ってくれました。なので、先ほど言ったように期限を決めて、そこまでに我々としてできるだけのことをするということになれば、係長が行って駄目だったわけですから、また課長代理か、課長か、副町長とか、私かぐらいだと思っております。ですから、順番にそれぞれ行くということじゃなくても、やはり大きな判断をせんばいかんものですから、そこまでした上で判断をさせていただきたいというふうに思っております。少なくとも、今の現状のままが長く続くということにはならないようにせんばいかんと思います。きちんと御理解をいただいて切らせていただいて見えるようにするか、もしそうでなければ今の状態のまま検討はしないというのを、どこかの期限を切って判断をしたいというふうに思います。

以上でございます。

○西原好文議長

三苦君。

○三苦紀美子議員

行政の皆さんからすると、こがん小さいことをわざわざ議会で言わなくても、各課にお願いに——切ってくださいと前おっしゃってくださいましたよね。わざわざここまで持ってこ

なくて各課に相談に行くとか、お願いに行くとかを町長おっしゃってくださったんですが、そのことは全部中に隠れてしまって、この議会というのは、小さいことでも皆さんが声を届けてくださいというのは、行政の答弁をみんなケーブルテレビで見るわけです。見ていて、ああ、こんな考えなのねということが分かるから、我々と同じような状態がある。

○西原好文議長

答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

もちろんだんな小さなことでも、町政に関わることであれば御質問いただきたいというふうに思いますし、少なくともこの件に関しては小さなことではないんですよ。例えば、町道の木が伸びているとかいうことであれば、それは即刻我々に対応できます。でも、先ほど申し上げたような状況の中なものですから、それができないということですし、中にはいろいろお思いの方も多分いらっしゃると思います。あがん見えんとは町は放置してと。だから、放置しているわけではないということも、ここで御説明を申し上げたいというふうに思いますし、それこそ相手のあることですし、それぞれお考えがあつてのことですから、それも尊重せんばらんということの中で、我々としてできることとすれば、やはり御理解いただくようお願いするということですし、これまでも何度か繰り返してきましたけれども、先ほど申し上げたように、そうしたことはやった上での判断ということですから、こうやって取り上げていただくことで、決して我々が漫然と今の現状を甘受しているわけではないということも、こうした答弁の中で御理解をいただいたというふうに思います。

さりとて、最終的にはやはり私が判断せんばいかんもんですから、今申し上げたとおり一定の期限を区切って、それまでは我々としても最大限そうした御理解をいただくような努力をするけれども、その後については、いずれかを判断せんばいかんということをここで御報告させていただくのは、まさに一般質問で質問いただいたからだというふうに思いますし、それについては感謝を申し上げたいと思います。

以上でございます。

○西原好文議長

三苦君。

○三苦紀美子議員

事を伝えてくれた町民の方は、あなたたち議員は力のなかとね、それとも役場が話の分か

らんとねとしかないわけ、プラス・マイナスしかないわけですね。そしたら、いや、町の話によると、周りはこちらのほうで責任を持って切りますからということをしてあるから、そうなんじゃない、町は一生懸命してくいよんさつとよと言っても、なかなかそれが伝わらないで、孫はあれを見るのをすごく楽しみにしていた、あのビッキーどこさい行ったねと言うそうです。どこにも行っていません、あそこにいるはずなんですから、ぜひ。

○西原好文議長

答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

もちろん議員が悪いわけでもありません。さりとて、こうした現状であるということについてはやはり町に責任がありますし、町の責任者である私に責任があるんだというふうに思います。だからといって、これも所有者の方に責任があるわけでは全くありません。もし誰かに責任の所在があるとすれば町であり、また、町の責任者である私だというふうに思いますので、今回、御質問のきっかけになったことをおっしゃられた方がいらっしゃるとすれば、ぜひこういう状況だと。ただ、だからといって、今の状況を長く放置しておくというのは町としても望むところではないので、期限を区切って、そこまでは最大限御理解をいただく努力をした上で、その上で取扱いについては判断をしたいと町の責任者が言っていたというふうにお伝えいただければと思います。

以上でございます。

○西原好文議長

三苦君。

○三苦紀美子議員

ありがとうございます。このケーブルテレビを初めからずっと見てくださっている方は分かっていたと思うんですが、ただ、言葉言葉で伝える方法というのは、なかなか今みたいにきちっとは伝わっていないんですよね。だから、我々に力がないと言われても何も言われんわけですね。話は分かっているけど、それを違うと説得するだけの度量もありませんので何とも言えないんですが、とにかくみんながああのビッキーが出てくるのを待っているということを前提に置いて、何とか早くできる方法を考えていただければと思います。

○西原好文議長

答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

また再び全景が御覧いただける光景を待っていただいているという大変心が苦しいんですけどね。というのは、先ほど申し上げたように、そうできなければやはり消灯せんばらんと思いますが、今の状況のままであれば。ですから、我々最近、役場の中では、ボールはきちんと返そうというふうに言っているんですよ。ですから、どこまで伝わるか分かりませんが、今回ボールをこうやっていただいて、今、答弁としてお返しをしたわけですから、そこはまた、今回の御質問のきっかけになった方には、このやり取りも含めてぜひお伝えをいただきたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

○西原好文議長

三苦君。

○三苦紀美子議員

どっちにしても木を切ることが先決です。その解決法がないとなった場合には何とも言いようがないんですが、とにかく私たちの大事にする子供たち、孫たちが、学校に行きながら見よったけれども、ないとか。山だからあまり見ていないと思うんですけども、きちんと子供たちは見えています。だから、そういう子供の夢を壊してほしくないという思いで、たかがこういうことをと思われるかもしれませんが、子供を思う我々にとっては、これぞ大事なことなんです。

それで、いつも嫌がらせを言っている三苦でございますが、ぜひ未来の子供たちに、ああ、江北町に住んでいてよかったと言えるような希望、小さい希望ですよ。でも、彼らにとってはすごい大きい希望なんです。いつ見えるごとなるとか聞かれたときに、オーマイガーじゃないですけど、答えようがないんですよ。だから、それだけ子供たちは、おばあちゃんに言った、おじいちゃんに言ったけん、あそこを見えるごと、ビッキーが出てくるよというのを友達同士で話しているということ自体、ああ、ビッキーってやっぱり江北町のシンボルだと私も再度再度改めて考えさせられるところがあるんですが、とにかくここに、ケーブルテレビでも放映されますので、皆さん言ったということは分かってくさるし、行政としてもこういう考えだということは、みんなテレビを見て分かってくれると思いますので、とにかくみんなが喜んでくれるような、そういうところの接点をいち早く見いだしてくださるようお願いしたいんですが。

○西原好文議長

三苦議員、もう時間ないんですよ。もう一問あるんですが、大丈夫ですか。

○三苦紀美子議員（続）

時間、何時までかな。

○西原好文議長

あと7分です。

○三苦紀美子議員（続）

そしたら、町長の答弁で終わりにします。

○西原好文議長

答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

なかなか苦しいですね。ですから、もう少しはっきり申し上げますと、御協力いただけて木が伐採できて、かつてのように皆さんに御覧いただけるようになるというのが第1目標です。もしそうでなければ、あの状態を長く続けないというのが第2目標です。ですから、そのときには消灯せざるを得ないなというふうに思いますし、それもいつまでも時間をかけるということにはならないというふうに思います。ですから、よろしければ、待っていただいているのは大変ありがたいですけれども、一方で大変心苦しくもあります。というのが、今のところ、そうできるという確証がないものだから。ですから、そうでないということがあるといことも、ぜひ併せてお伝えいただければと。そうしないと、我々も最善の努力をした上でも現状のままということでは消灯せざるを得ません。そのときに、何で消したのかと今度また言われても、それは今申し上げたような判断の中でのことでありますから、消さなければいけなくなったことを今度またおっしゃられても、なかなかそれはそれで苦しいよなというふうに思うものですから。

ですから、さっきから申し上げているように、どちらかだろうということですし、期限を区切ってそこまでは最大限努力をさせていただくということですから、両にらみという言い方はちょっとよくありませんけど、そうしたことも想定されると。少なくとも現状のままを放置しないということが大事なんだろうというふうに思うんですよ。ですから、ぜひそこもきちんとまたお返しいただければなというふうに思います。

以上でございます。

○西原好文議長

三苦君。

○三苦紀美子議員

ありがとうございます。みんなで考えて、いい方法をいち早く見つけ出したいと思います。
あと1問残っているものですから、先に進んでよろしいですか。

○西原好文議長

次、行ってください。三苦君。

○三苦紀美子議員

ポンプの連続運転時間についてという質問でございます。

当問題は、平成25年6月豪雨被害を受け、平成25年9月3日付で江口、正徳区より文書が提出されておりますが、対応が進まず、たびたび議会の議題にも上がってきた事項です。具体的な進展が図られず、地元より平成29年12月28日、行政に対し、平成29年7月6日豪雨における朽木、鳴江排水機場の運転時間及び鳴江排水機場稼働停止後の状況を見て、さらに、平成30年1月17日、平成25年の文書に対する内容説明がなされたと聞いております。

(写真を示す) この写真、多分見られていると思いますが、途中動いていないのが鳴江は多いんですね。だから、このことを上の朽木みたいに全部することができたら、ポンプが止まってから水がここまで来ています、こういう状態が続かないんじゃないかなと思います。私も地区の役員をしたことがないもので何とも言えないんですが、又聞き又聞きなんです、これは平成30年5月25日、回答文書に基づいた結論であると思います。これ町長がおっしゃるように、冠水対策として鳴江排水機場のポンプの稼働延長を行う。国交省のポンプ稼働延長については武雄河川事務所に依頼を行っており、前向きに検討するとの回答を得ているという文書が来ております。そんな中で、結果は前向きに検討するとおっしゃっていた、その結果がどのようになっているかを併せて、説明する時間も余りないですね、短く説明をお願いしたいと思います。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し答弁を求めます。武富基盤整備課長。

○基盤整備課長（武富 元）

三苦議員の御質問にお答えします。

ポンプの稼働延長、御質問の令和3年8月豪雨における鳴江排水機場の運転停止の要因については、ポンプ操作の管理者に確認をしたところ、自然排水が可能となったため、ポンプ

による強制排水から自然排水に切り替えたものと回答を受けているところです。

平成30年5月25日付回答文書に基づいた結果であるかとのことですが、文書では、惣領分地区の浸水対策として、5号幹線水路の水を3号幹線水路へ排水するためのゲート調整、それと、鳴江排水機場の臨鉦ポンプ及び国交省のポンプの稼働延長について回答をしているところです。

現在、鳴江排水機場については、国交省が管理しています鳴江水門が併設されているため、潮位を見ながら自然排水を活用し、効率的、効果的なポンプ運転を行っております。鳴江水門による排水につきましては、強制排水によるポンプ運転能力、これが排水機場の能力ですけれども、毎秒4.5トンに対し、それよりもはるかに大きい鳴江水門につきましては毎秒105トンと約25倍の開きがあります。大規模な排水が可能となるため、現状としては自然排水時のポンプ運転は実施しておらず、ポンプ稼働の延長は行っておりません。

ただし、先ほども言いましたけれども、5号幹線水路の水を3号幹線水路へ排水するためのゲートの調整ができれば水量も増えるため、稼働延長にはなると思います。そのためにも、江北町排水対策連絡協議会の中の惣領分水系で十分な協議を行い、惣領分地区の計画的な排水対策を図る必要があるかと思っております。

以上です。

○西原好文議長

三苦君。

○三苦紀美子議員

ここで一番時間をいただきたかったんですが、もう時間が来てしまいましたので。

まず、地元からの意見が出たときは、やっぱりそれはきちっと対処していただきたいし、待たせるのじゃなくて、いい方法を見つけ出してほしいと思います。地元の人は課長のいい答弁を待っていらっしゃると思うんですが、すみません、私が前のことで時間を取りましたものですから。でも、朽木が動いているのに鳴江だけが止まっている時間がいっぱいあるじゃないですか。だから、あれが長くできないかというのが近くに住む方たちの意見ですので、しっかりとそれは考えておいていただきたいと思います。我々の生活ですので、よろしくをお願いします。

皆さんいい方法を見つけてくださることをお願いして、これで質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○西原好文議長

6番三苫紀美子君の一般質問をこれで終わります。

以上で本日の日程、一般質問は終了したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○西原好文議長

異議なしと認めます。よって、本日の一般質問はこれにて終了いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後4時42分 散会